

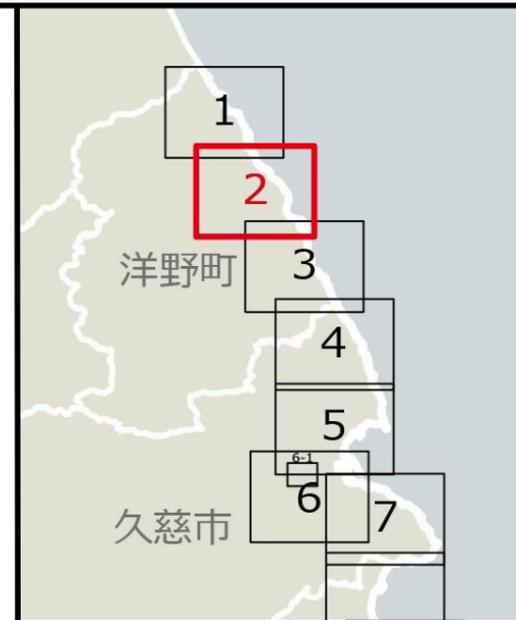
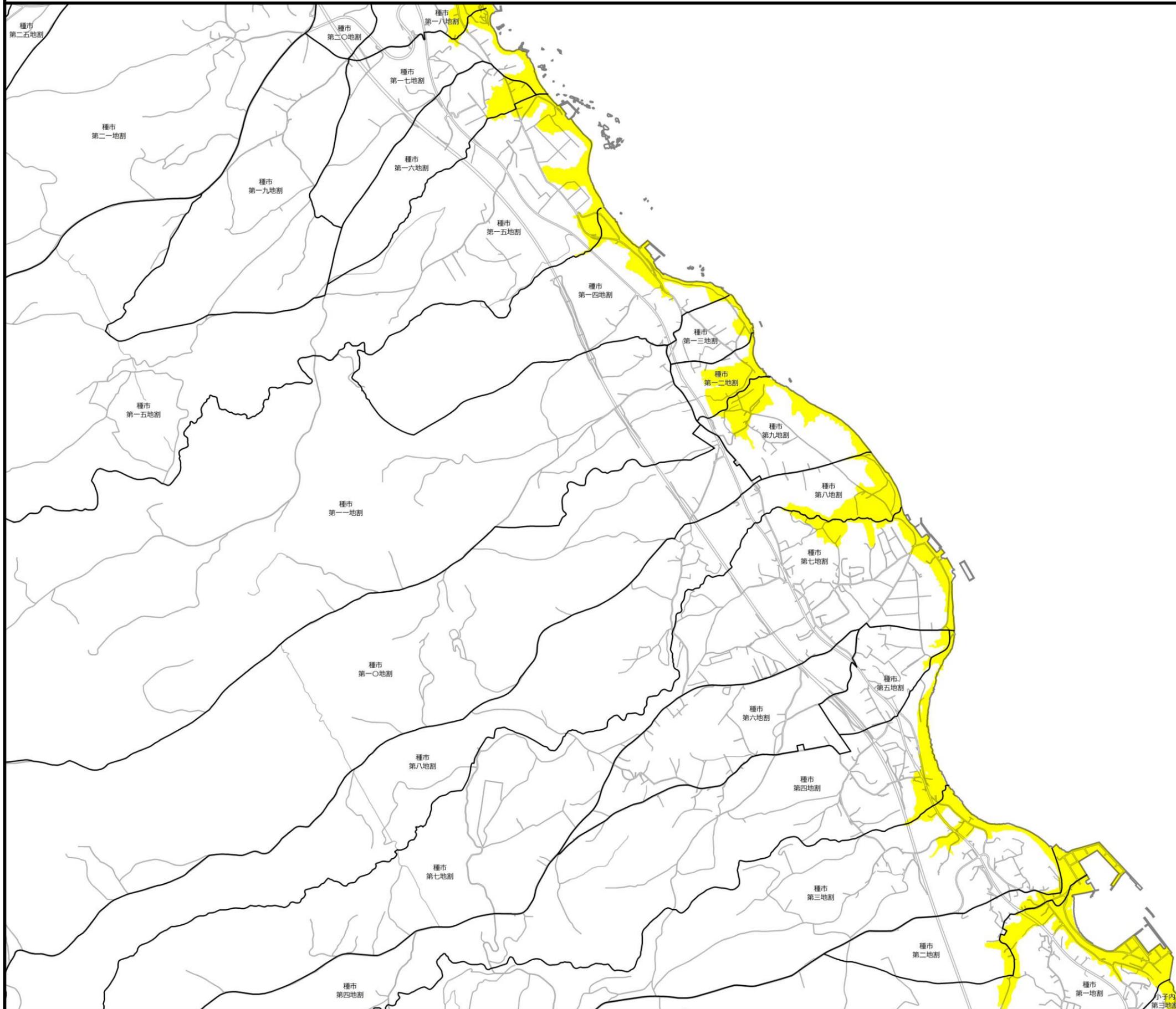
 : 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）





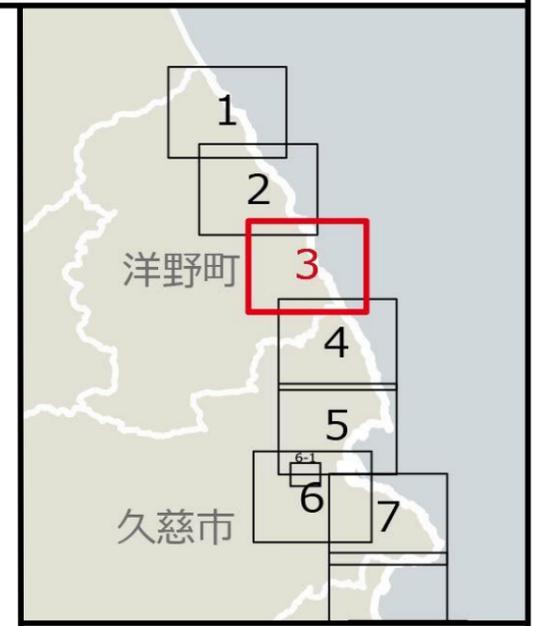
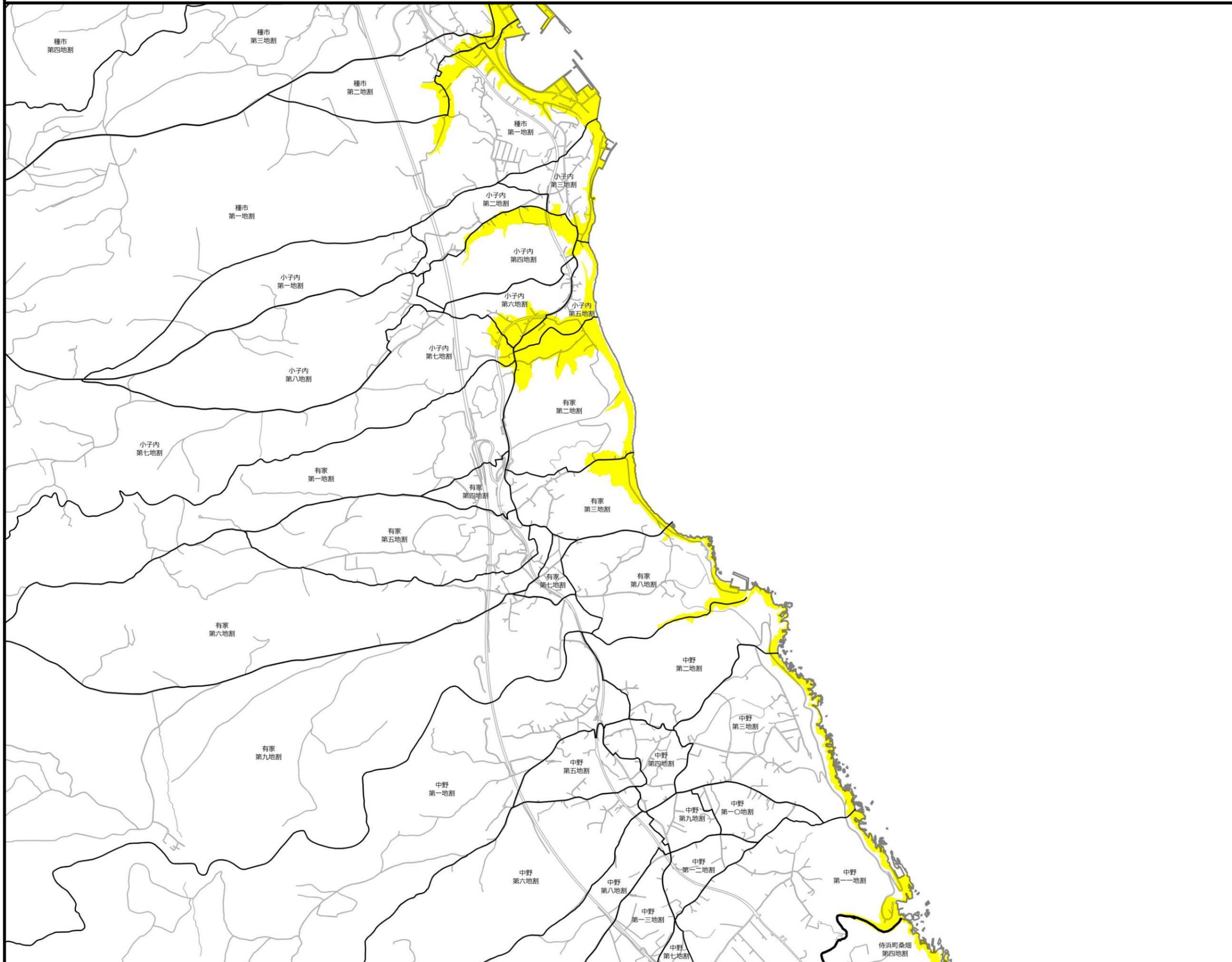
 : 津波災害警戒区域

- 【留意事項】**
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）





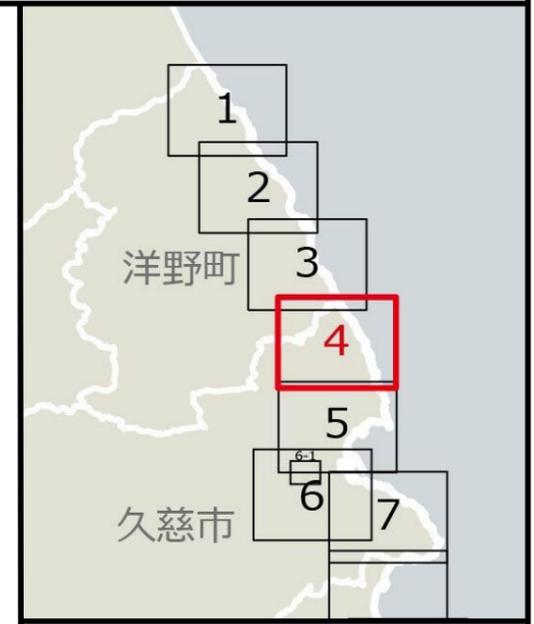
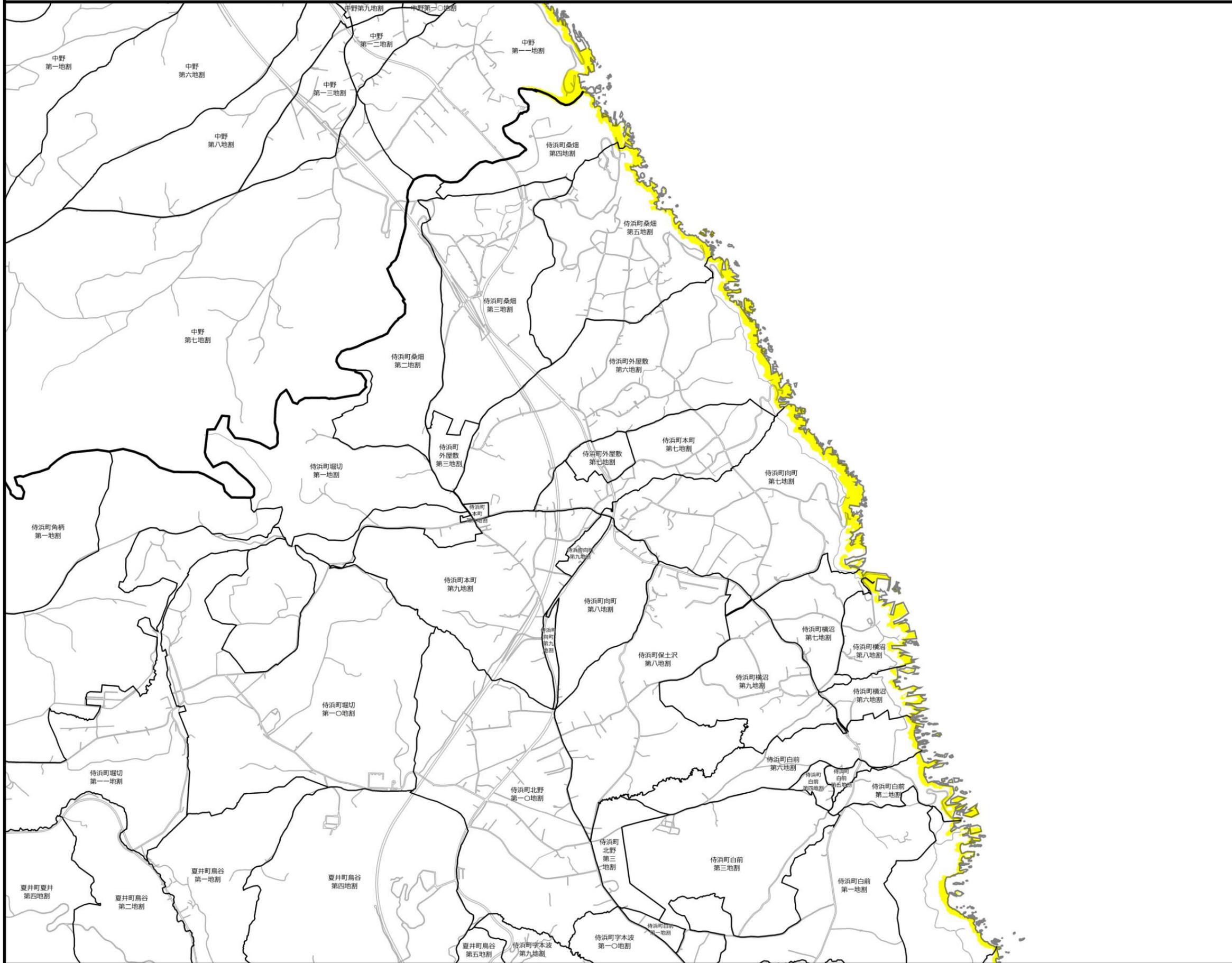
 : 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）





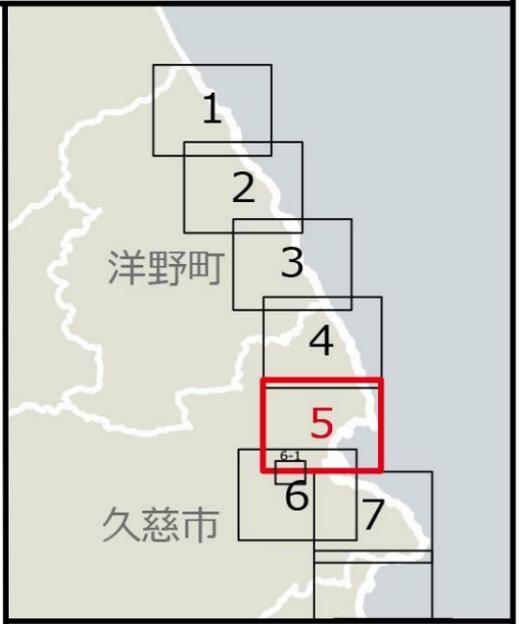
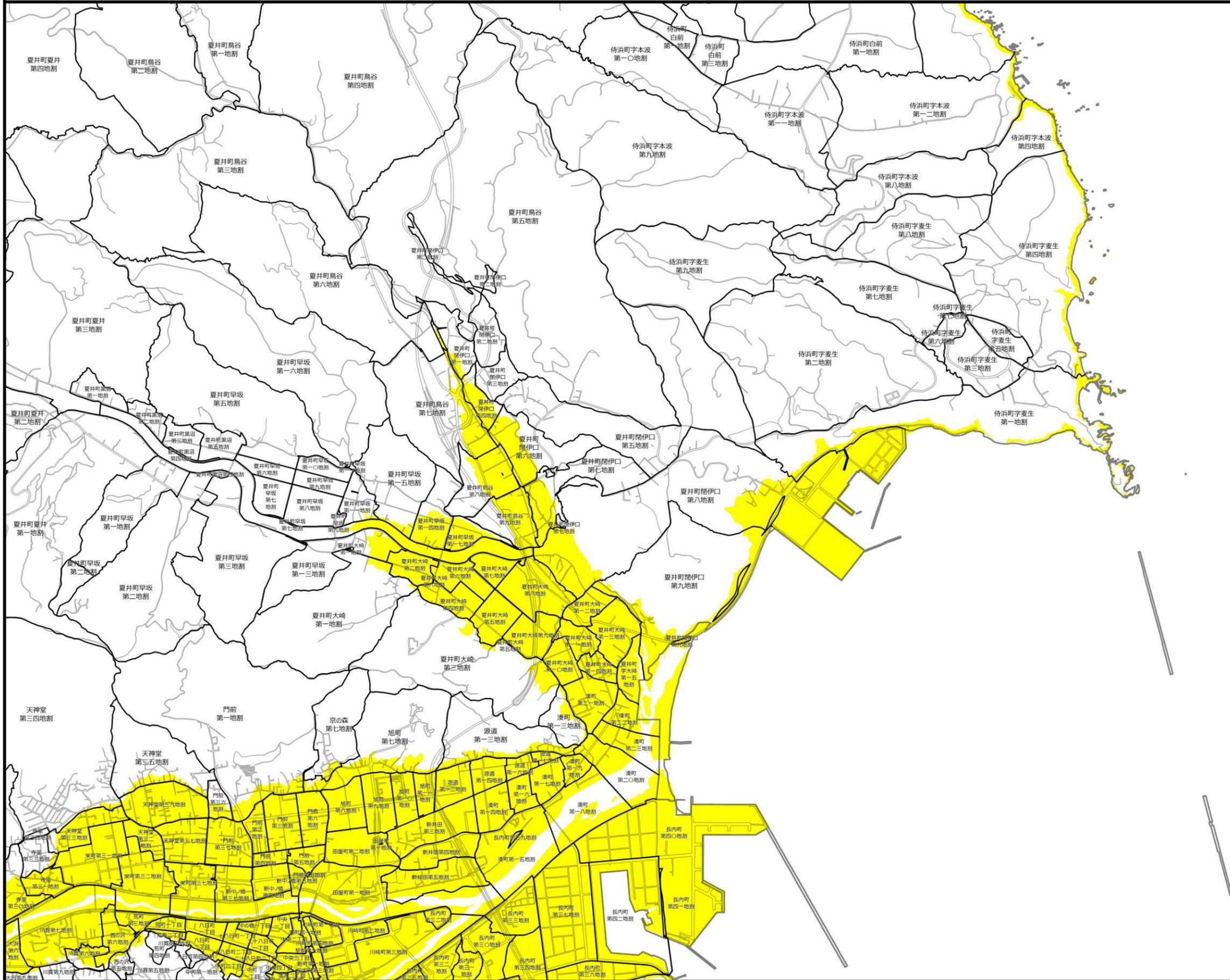
 : 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）





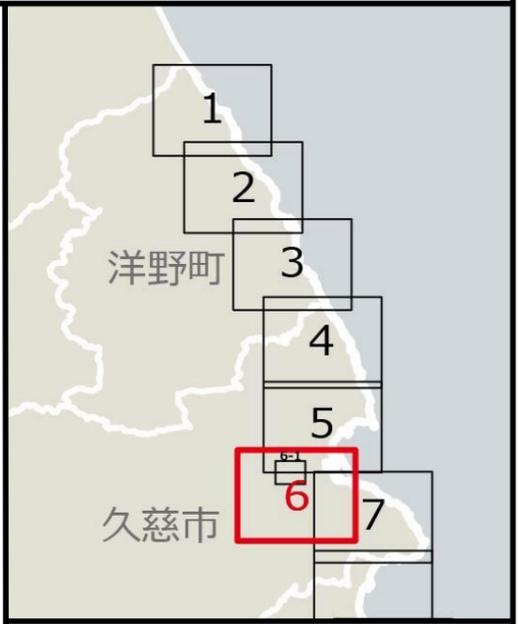
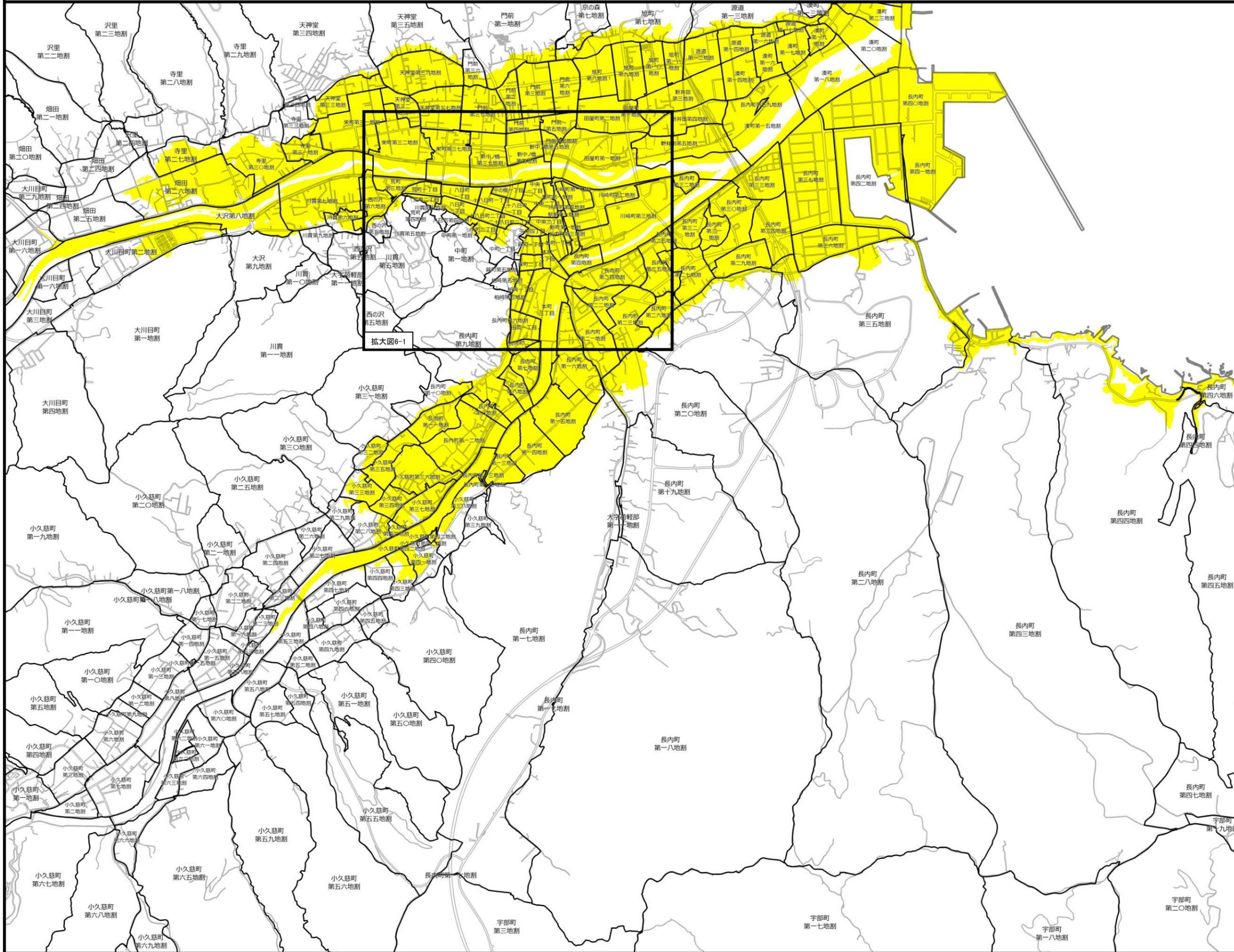
 : 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）





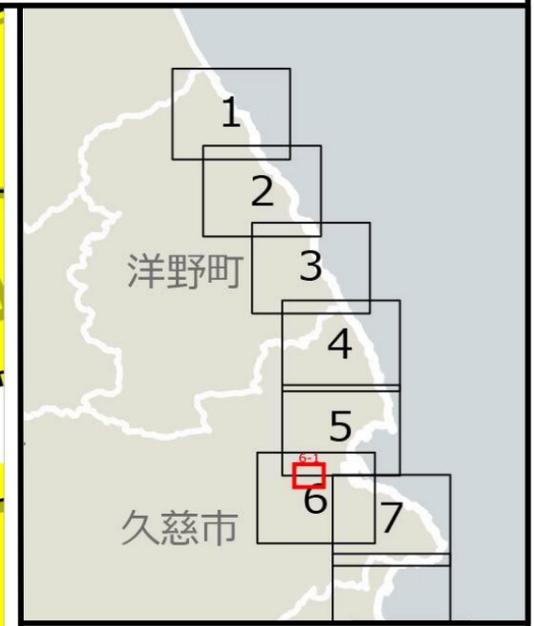
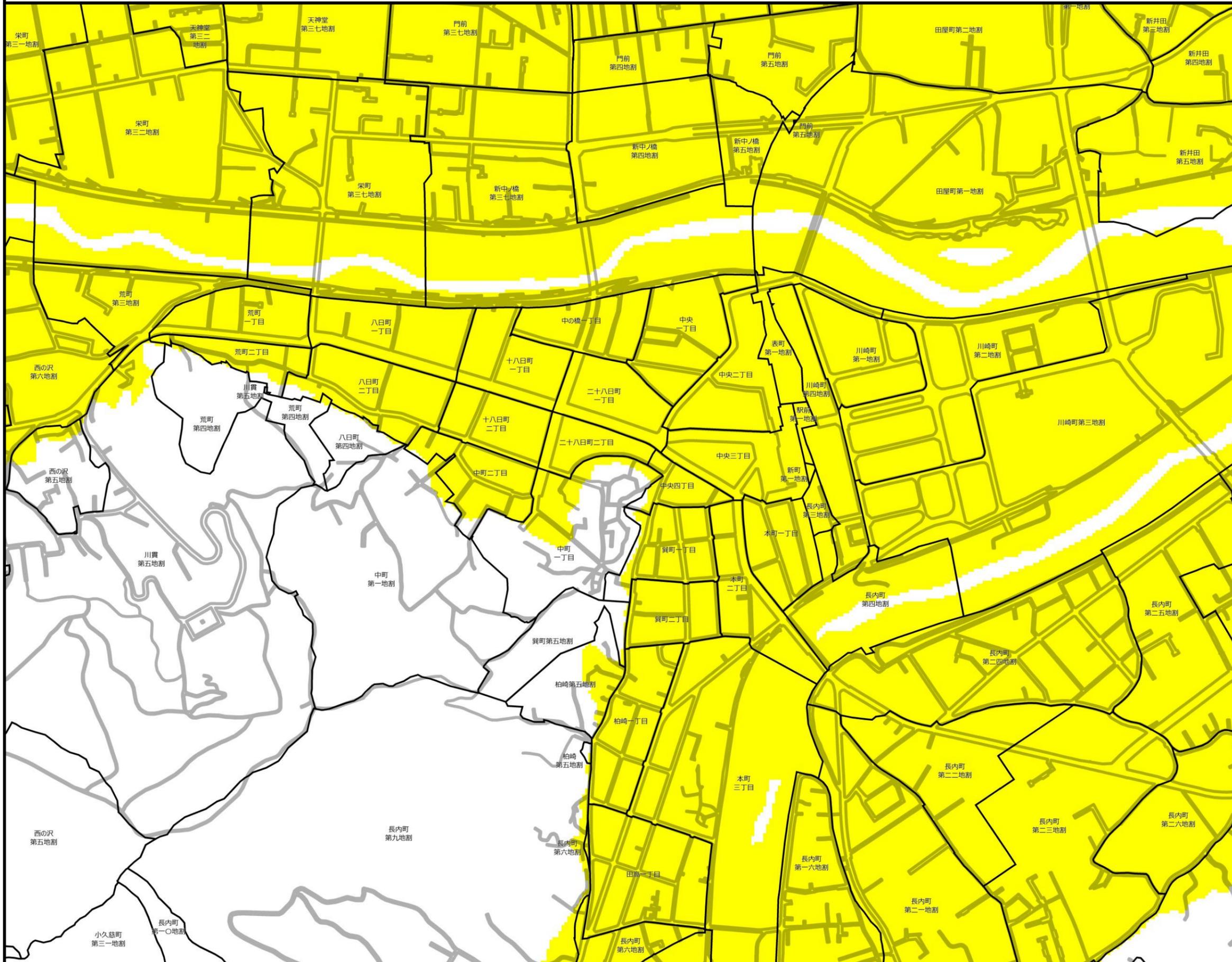
: 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）



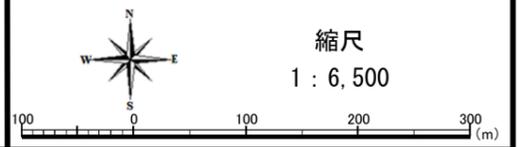


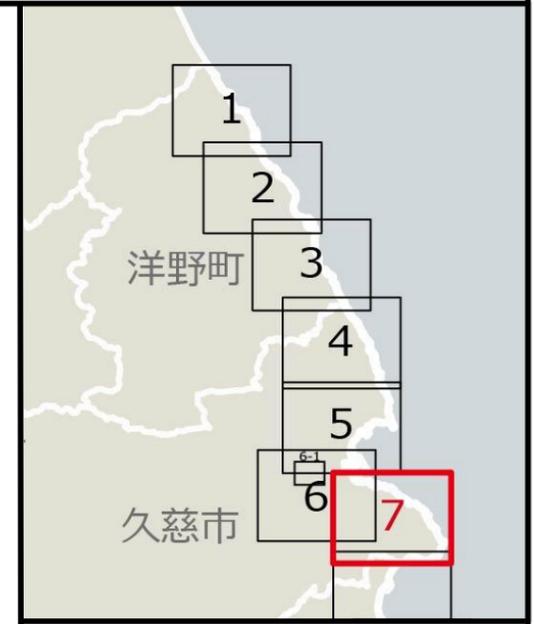
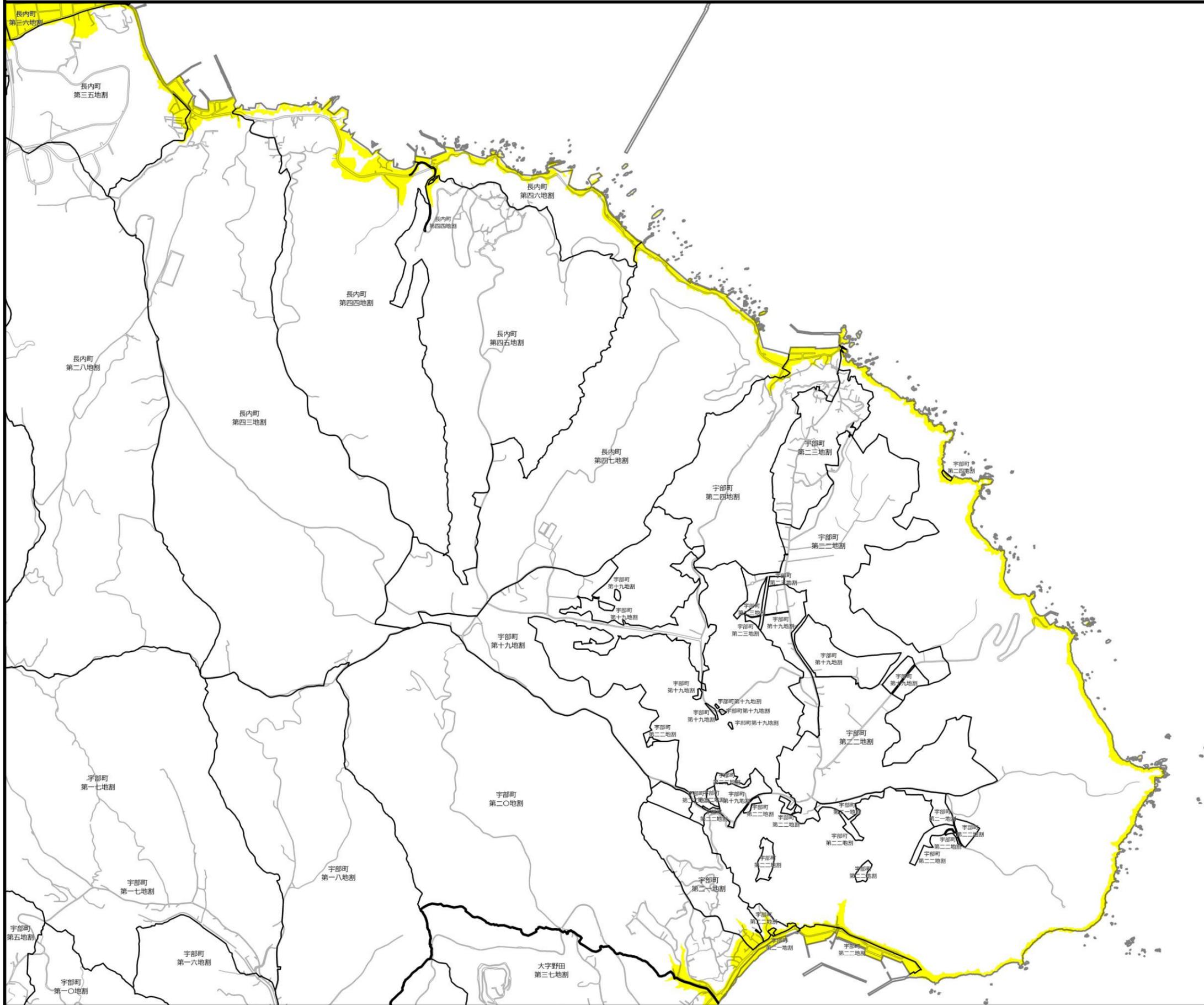
 : 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）





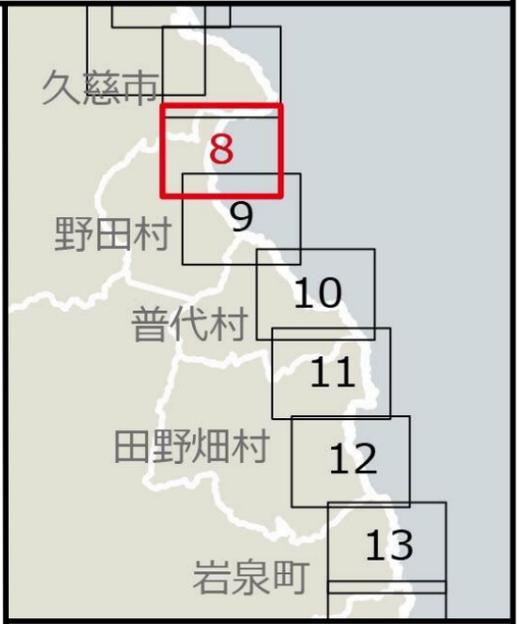
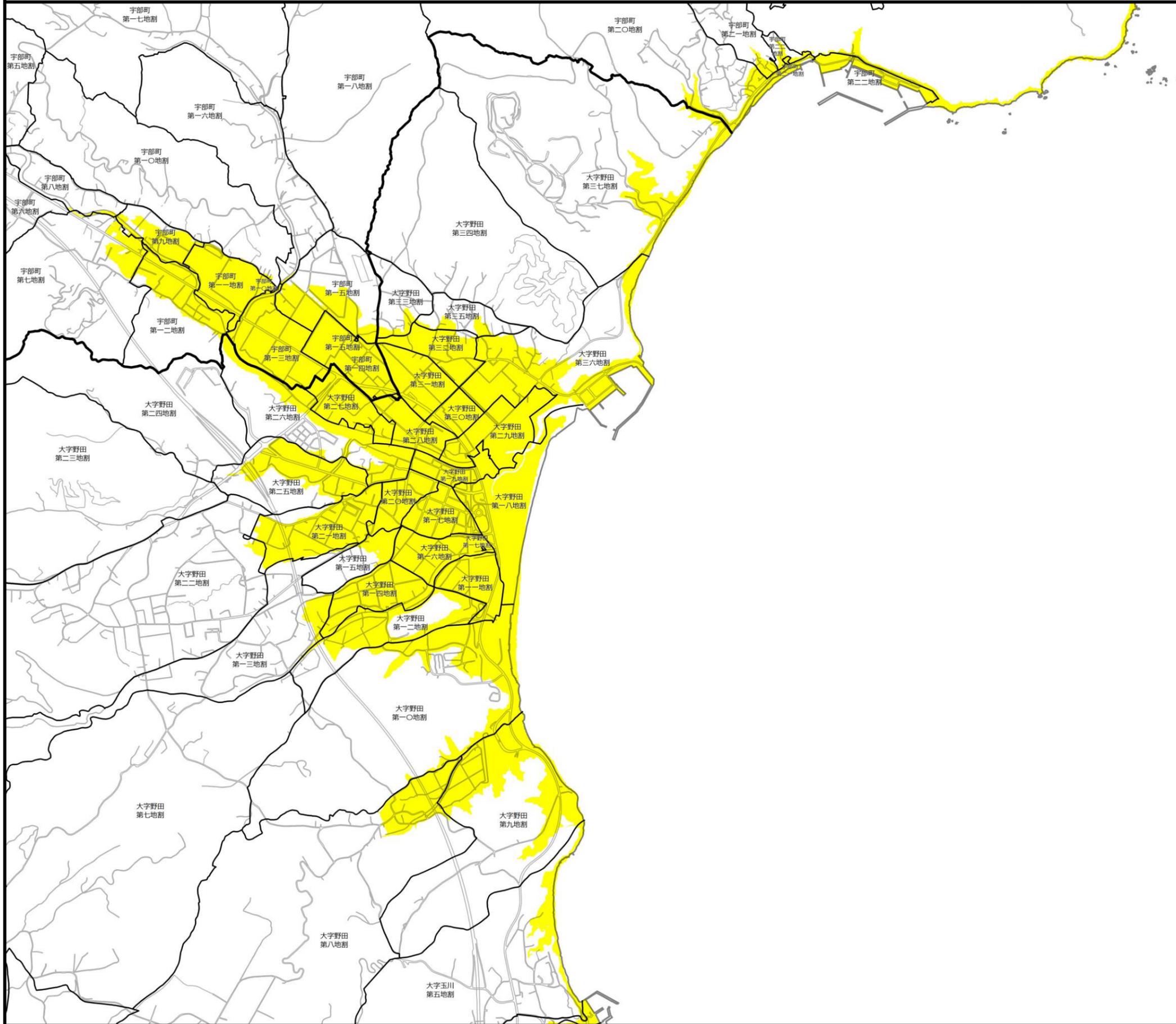
 : 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）





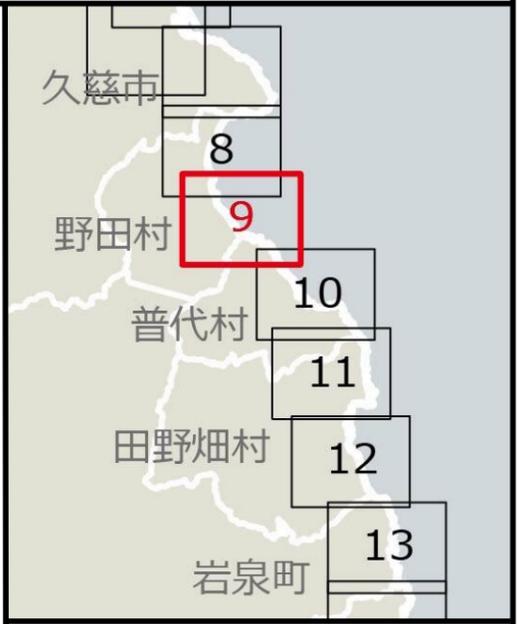
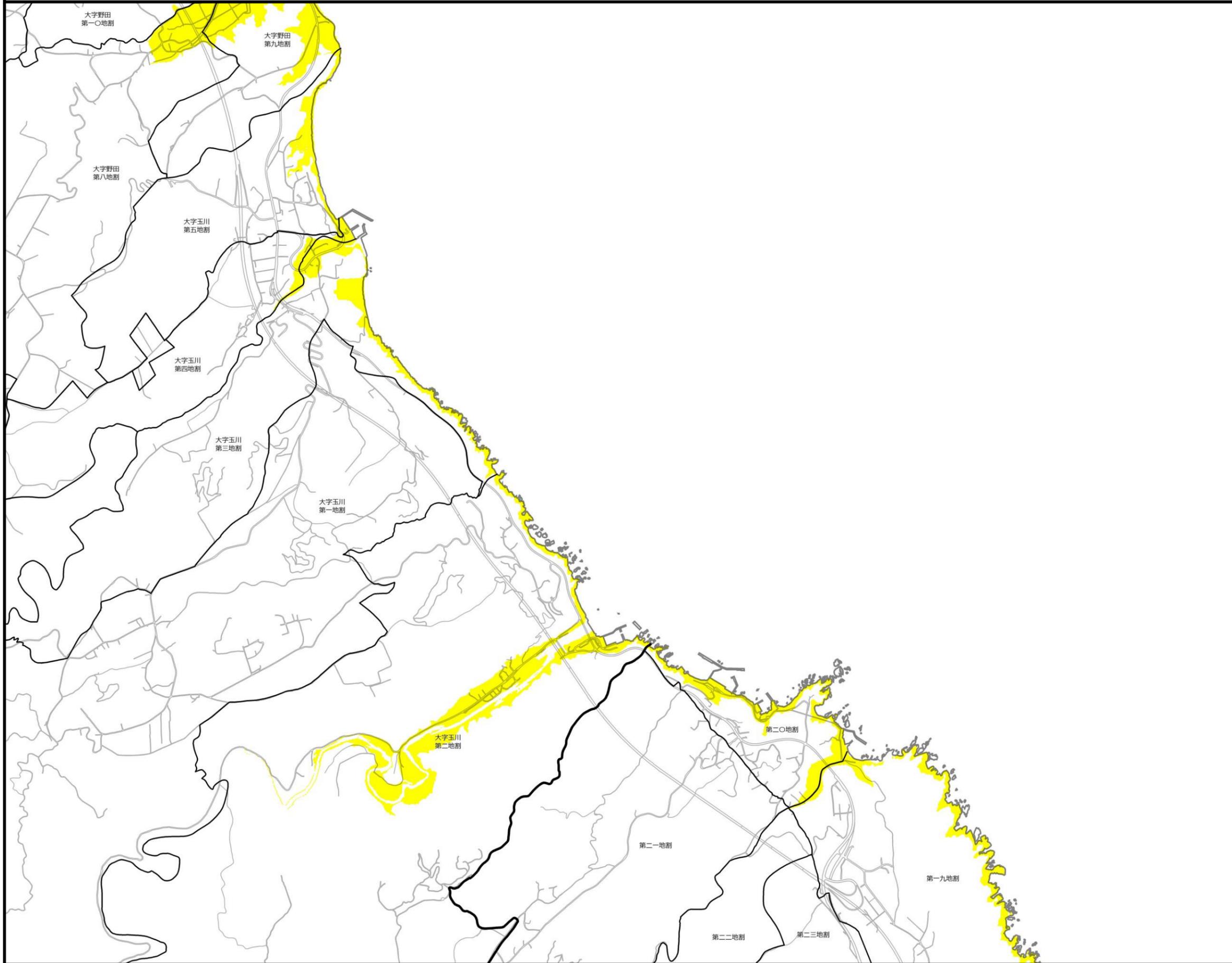
 : 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。）

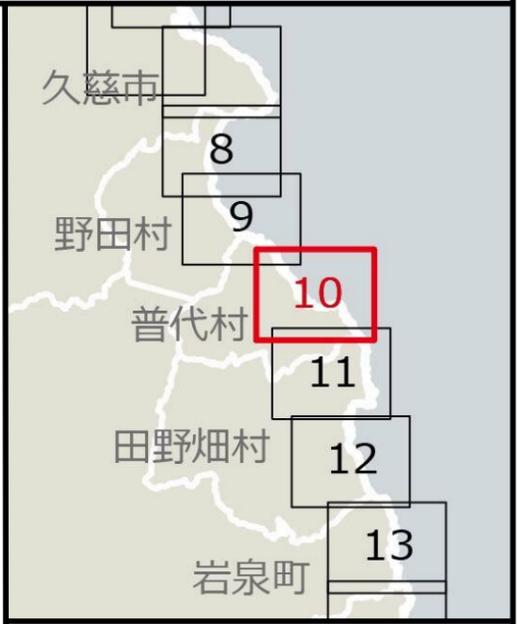
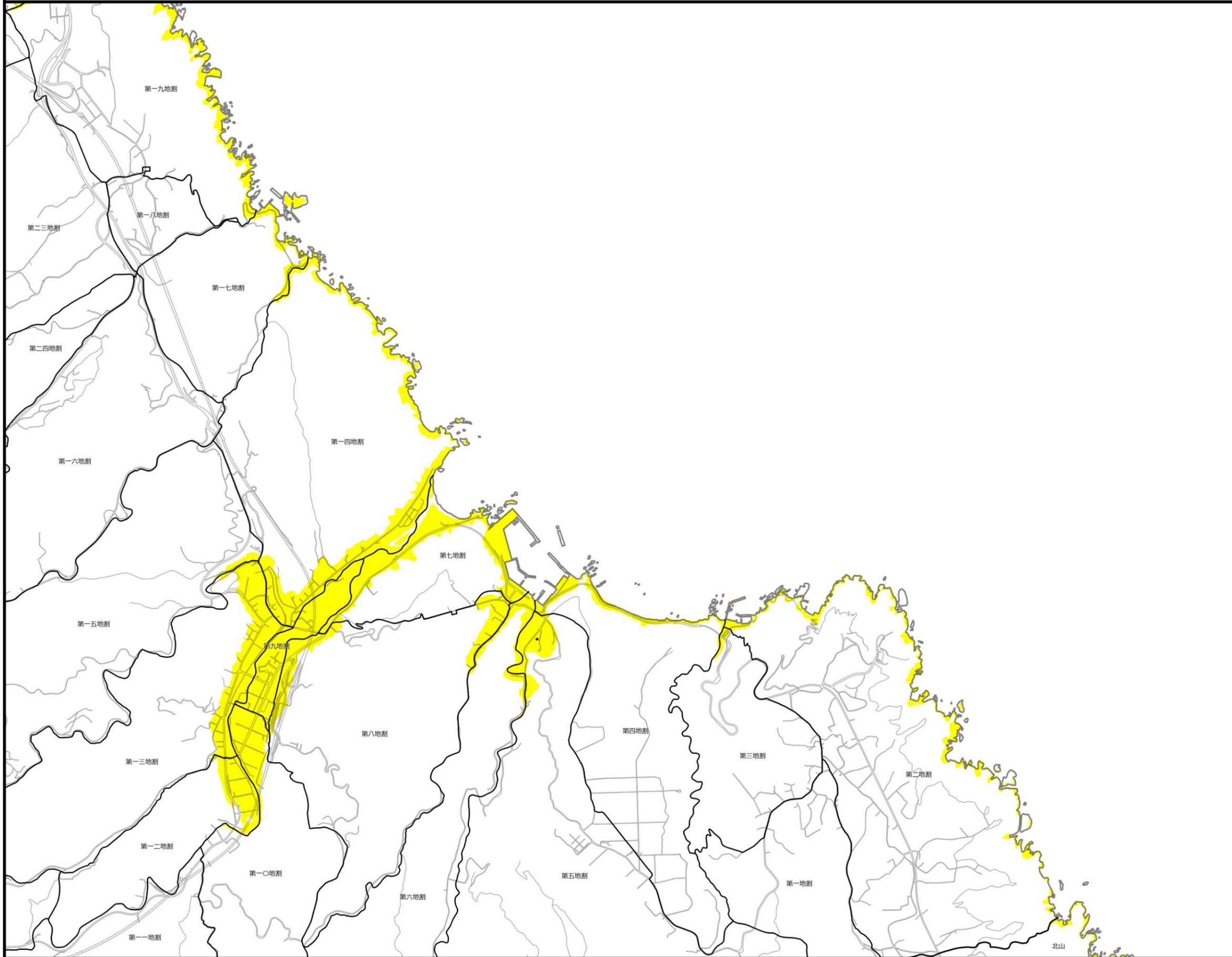




 : 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。
【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。
【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。）





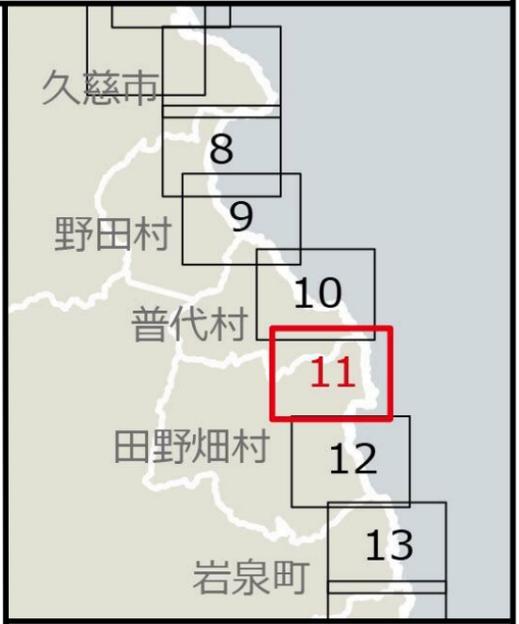
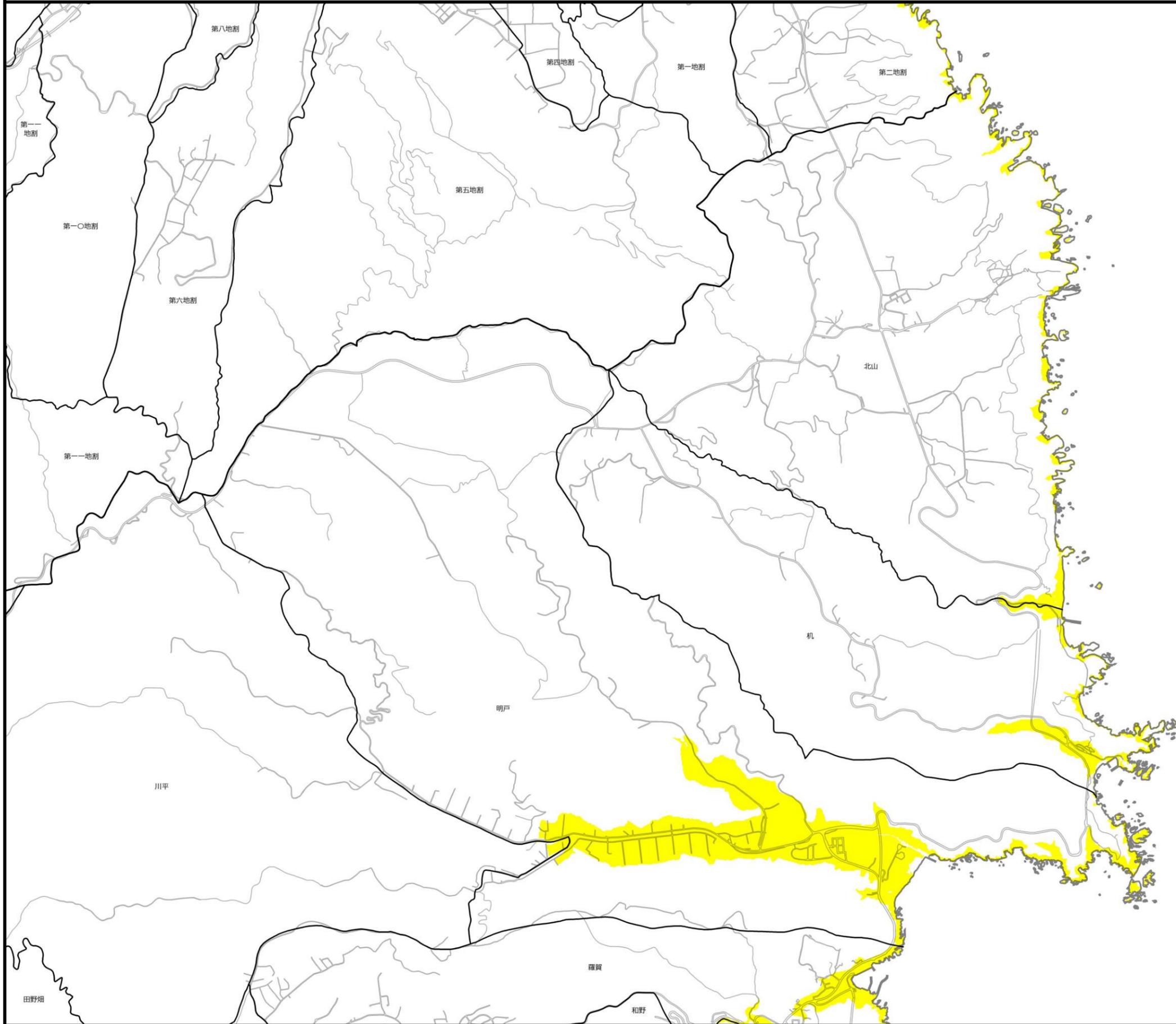
 : 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）





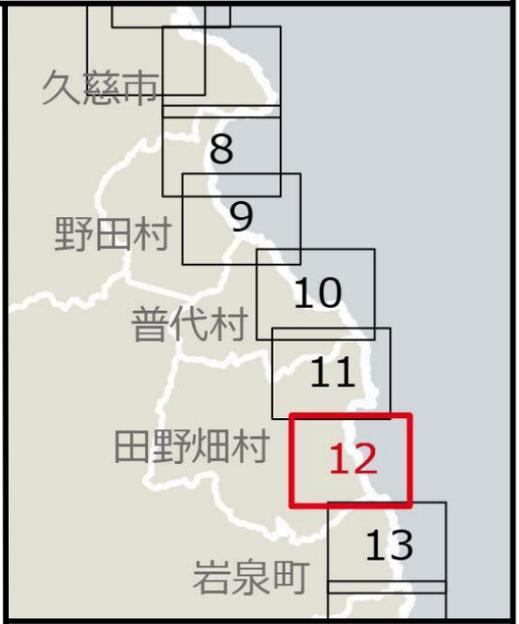
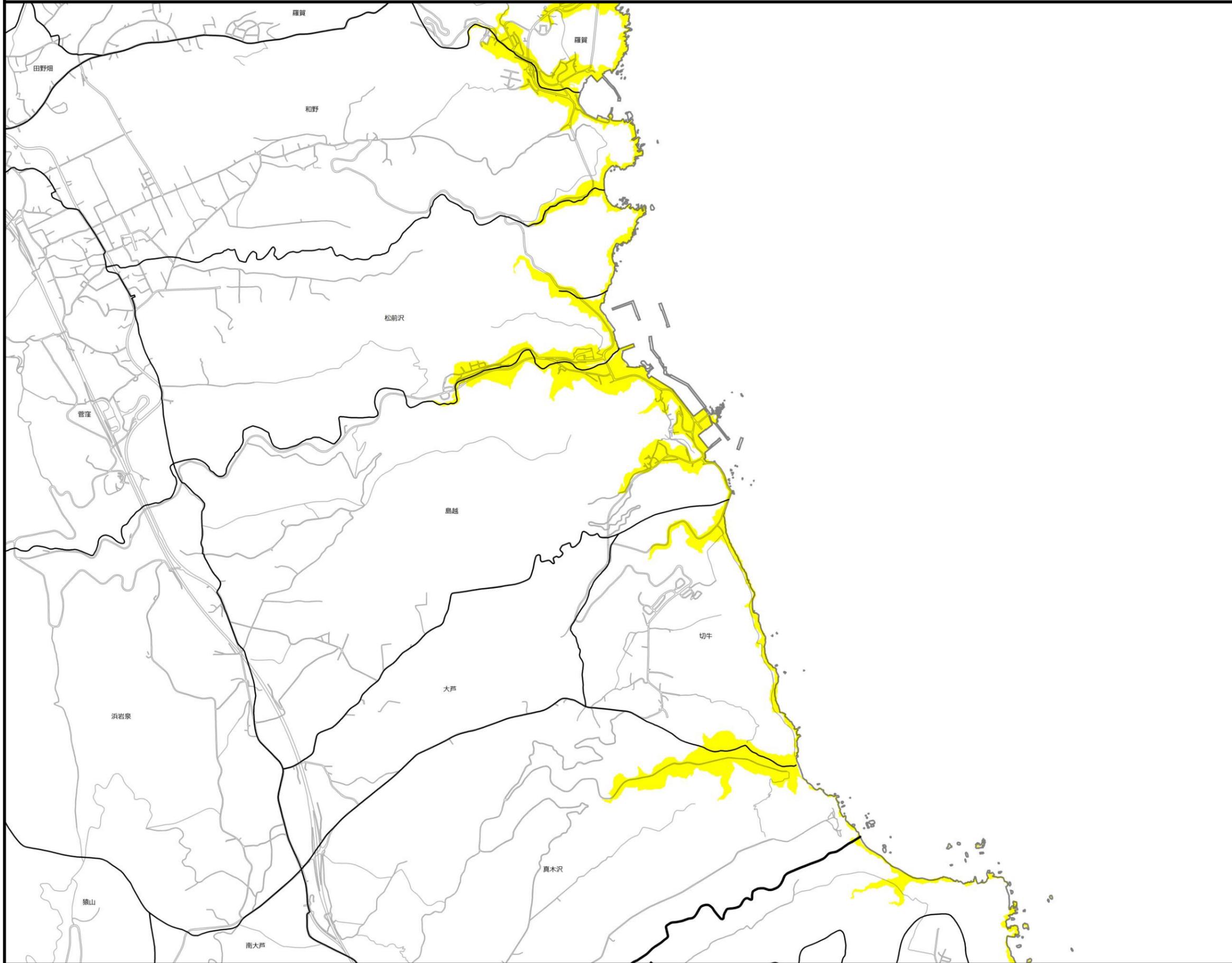
 : 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）





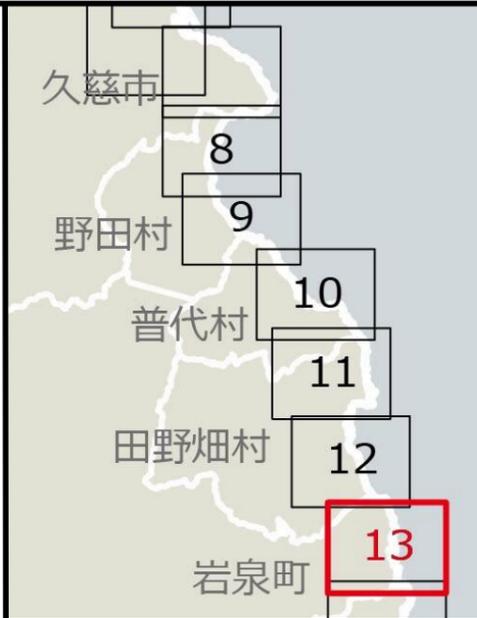
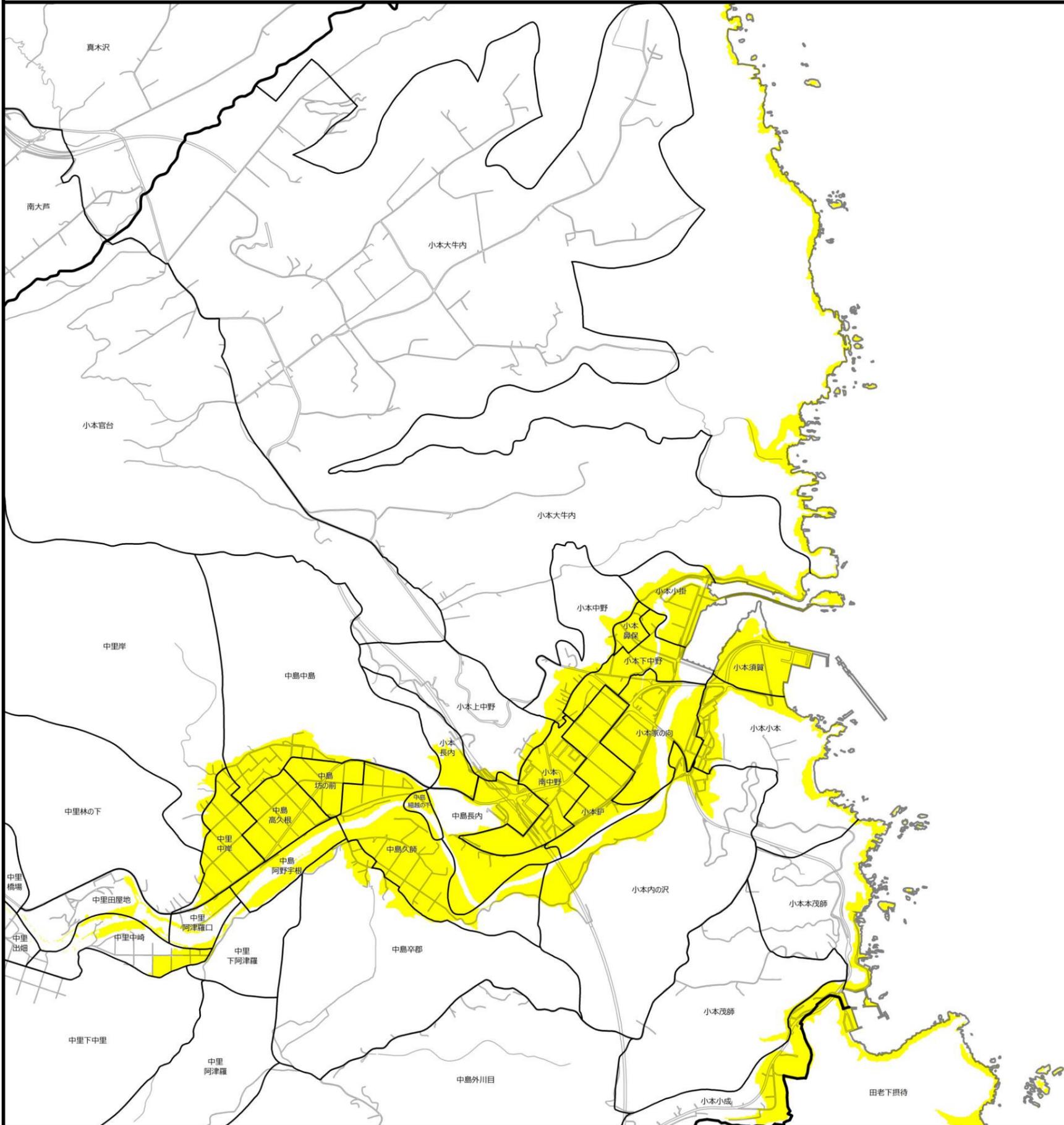
 : 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。）





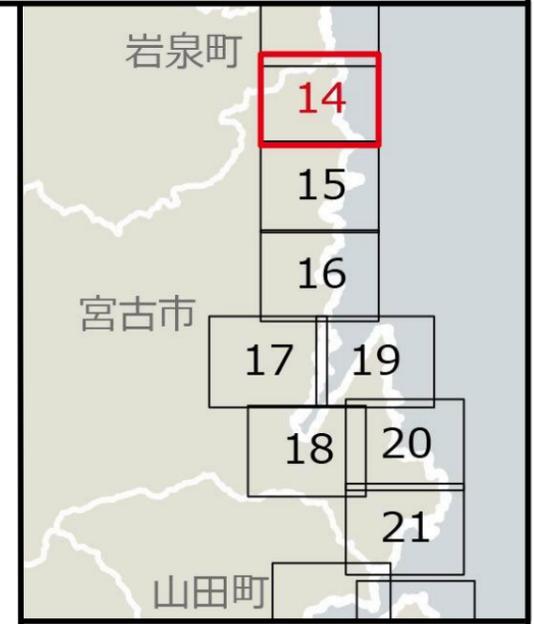
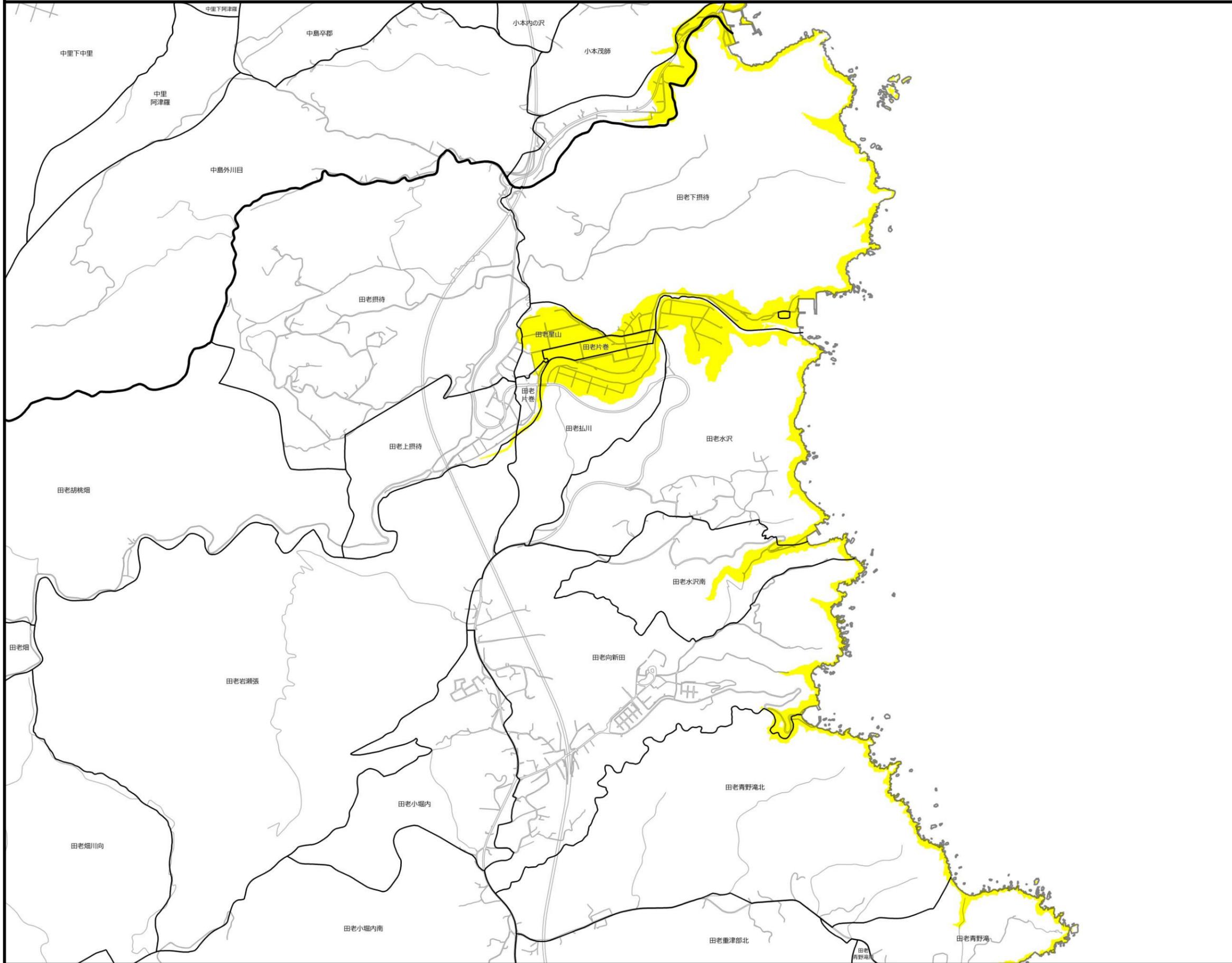
: 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）

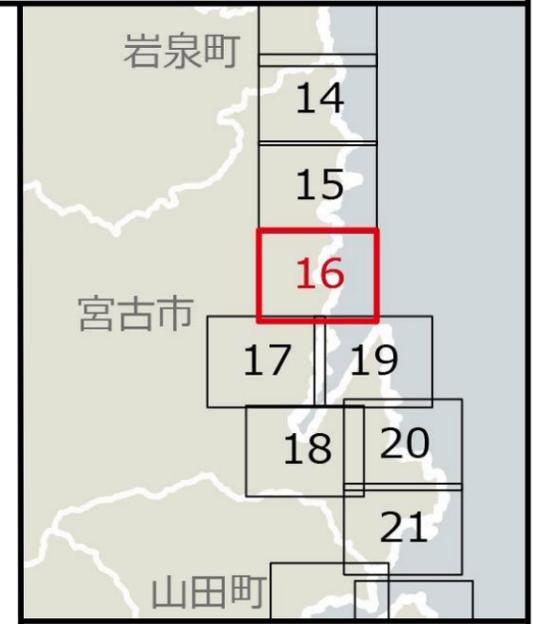
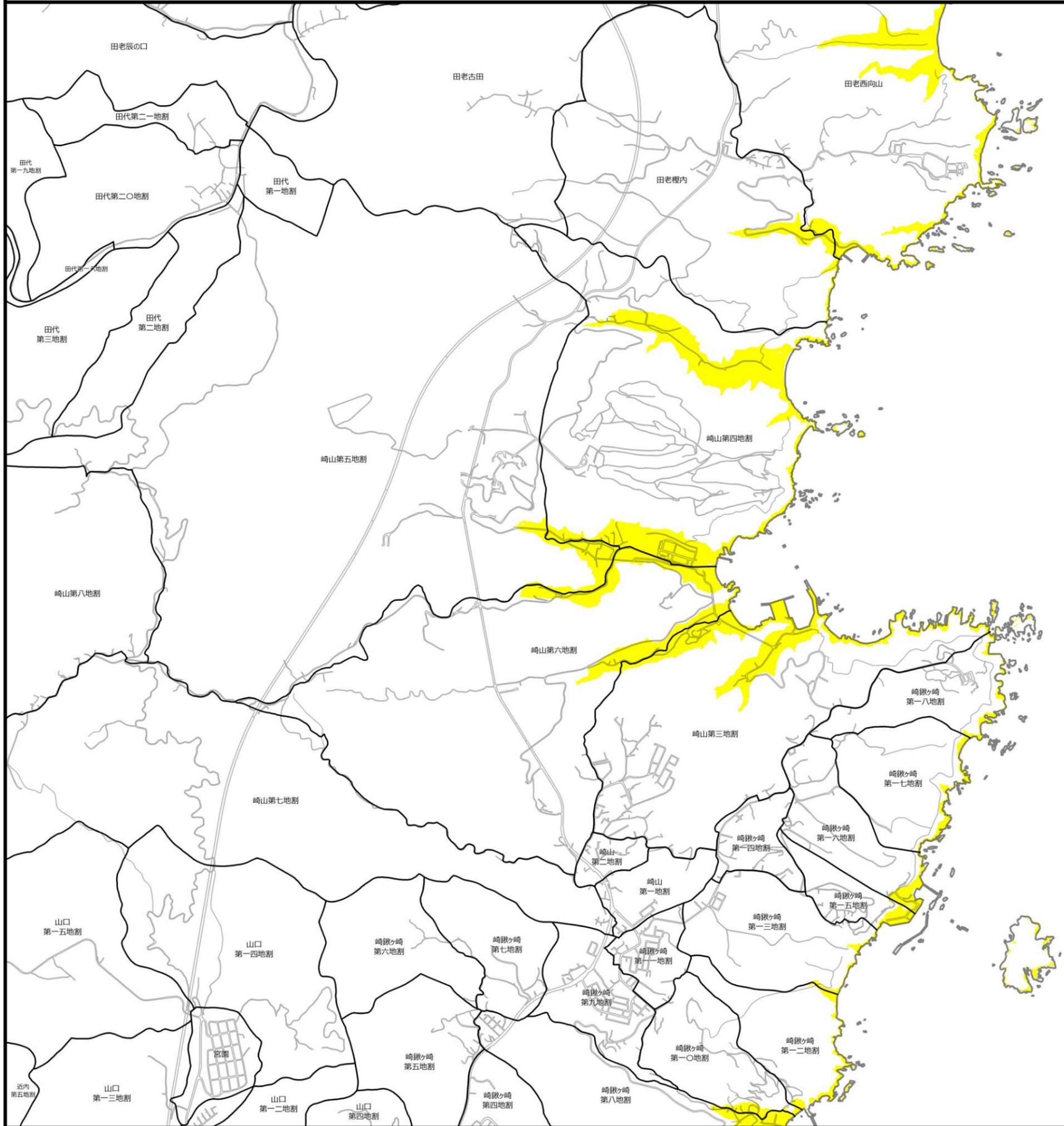




: 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。
【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。
【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。）





: 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。

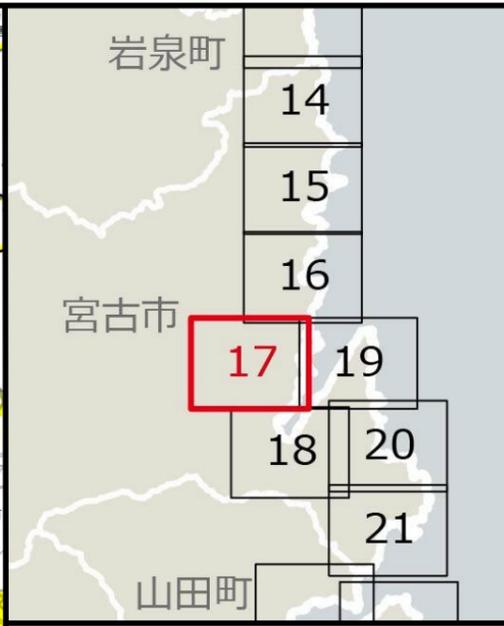
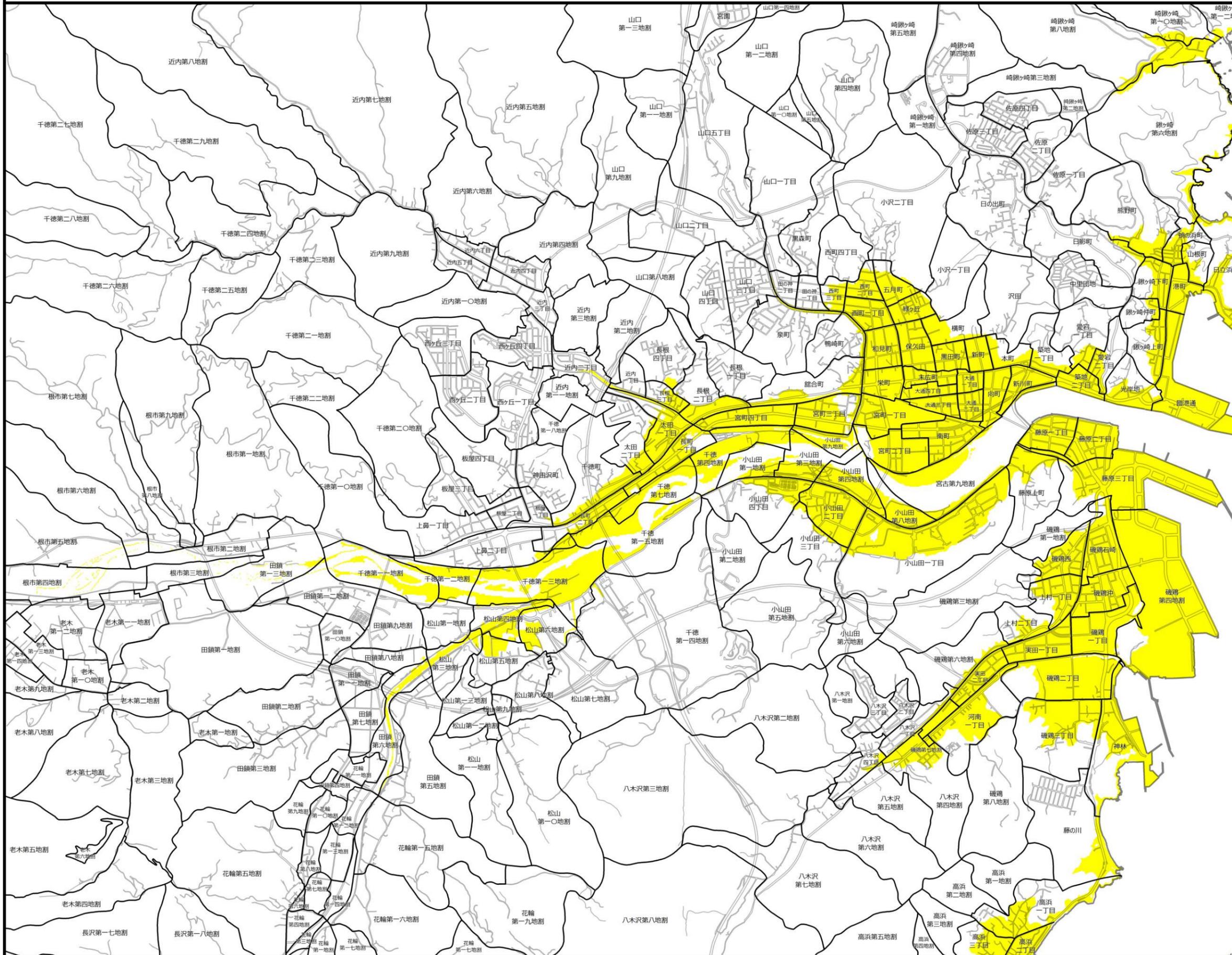
◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）





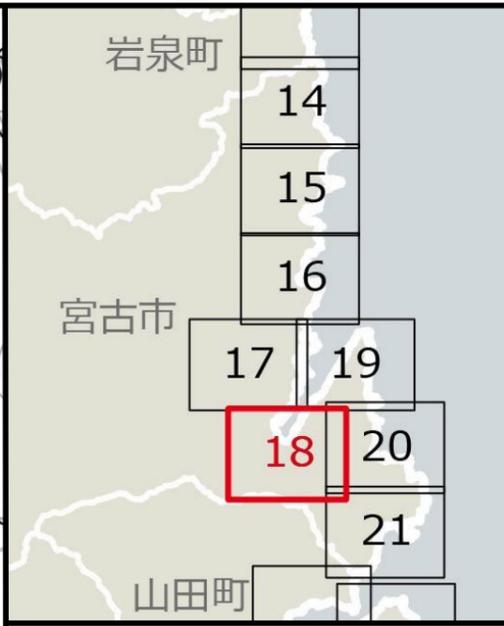
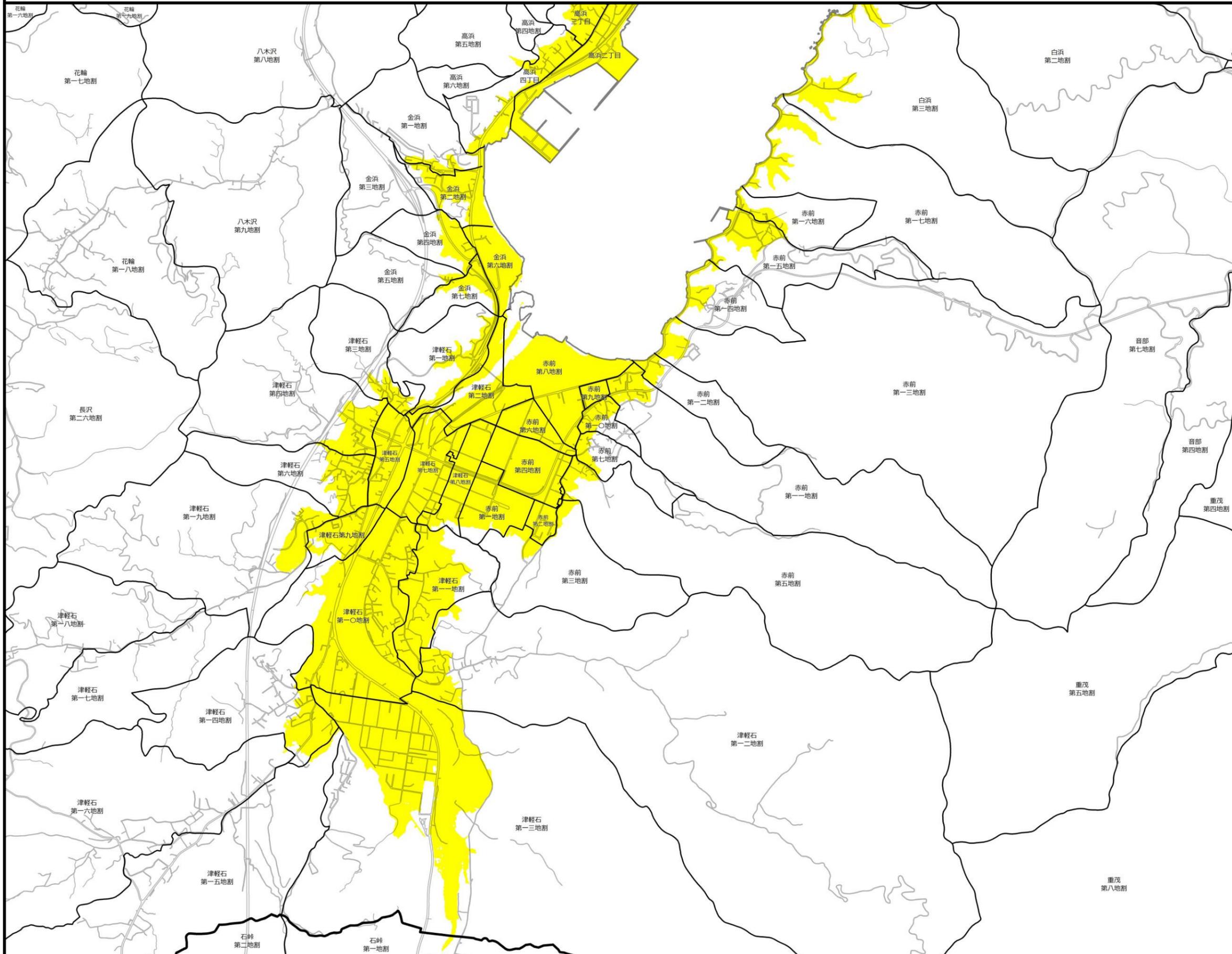
 : 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）





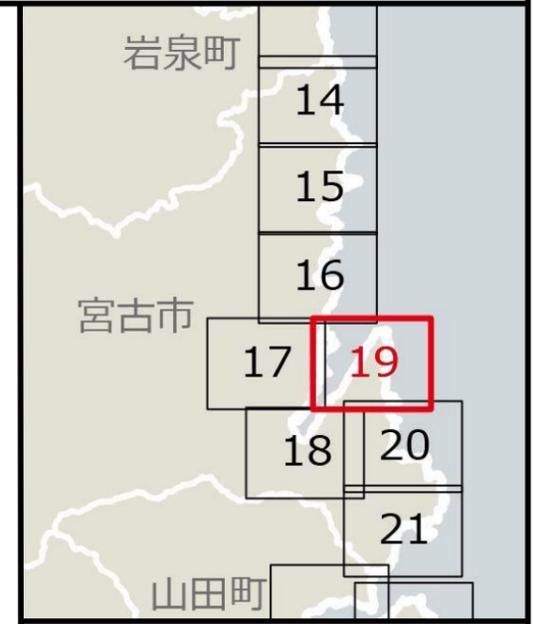
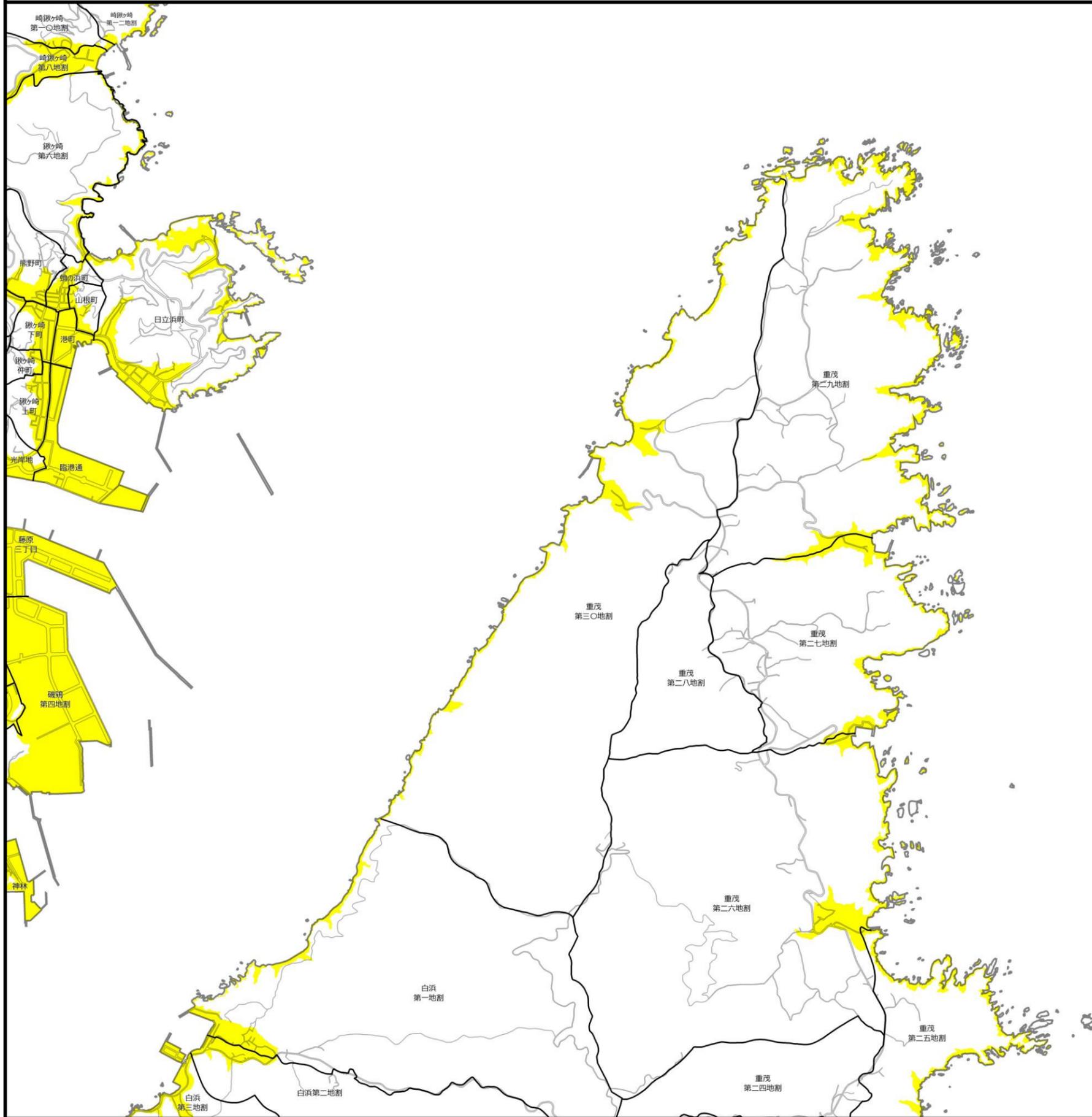
 : 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）





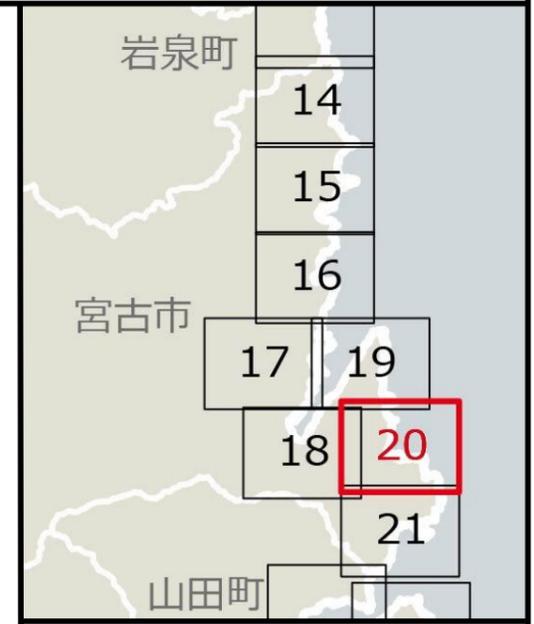
 : 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）





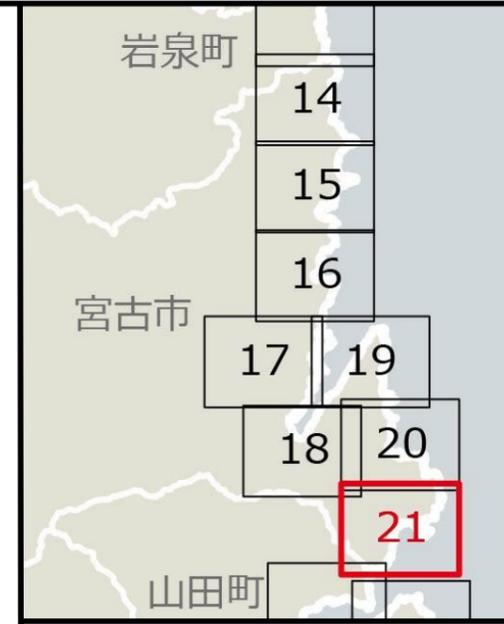
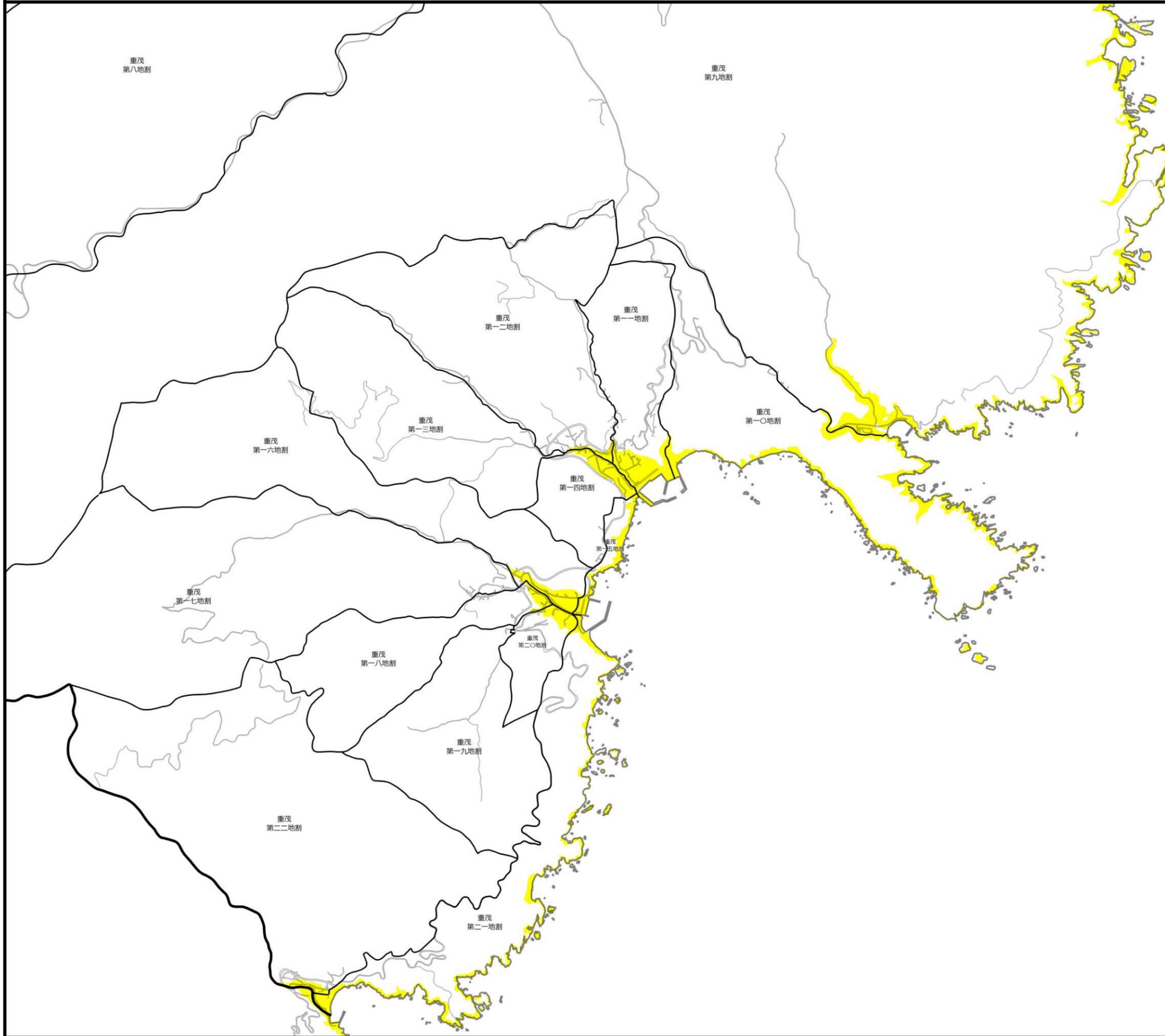
 : 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）





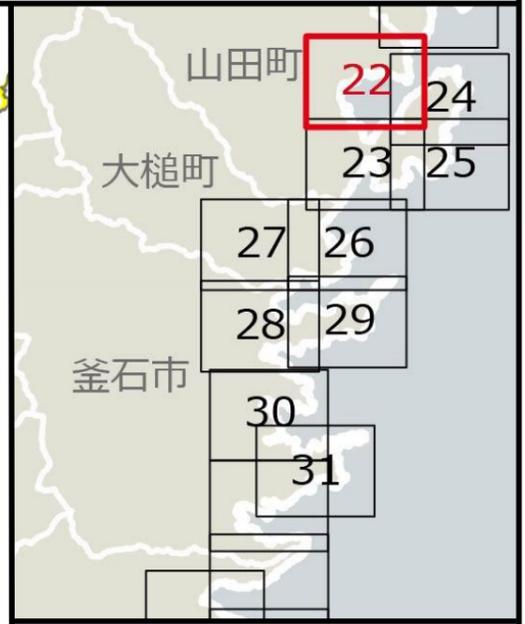
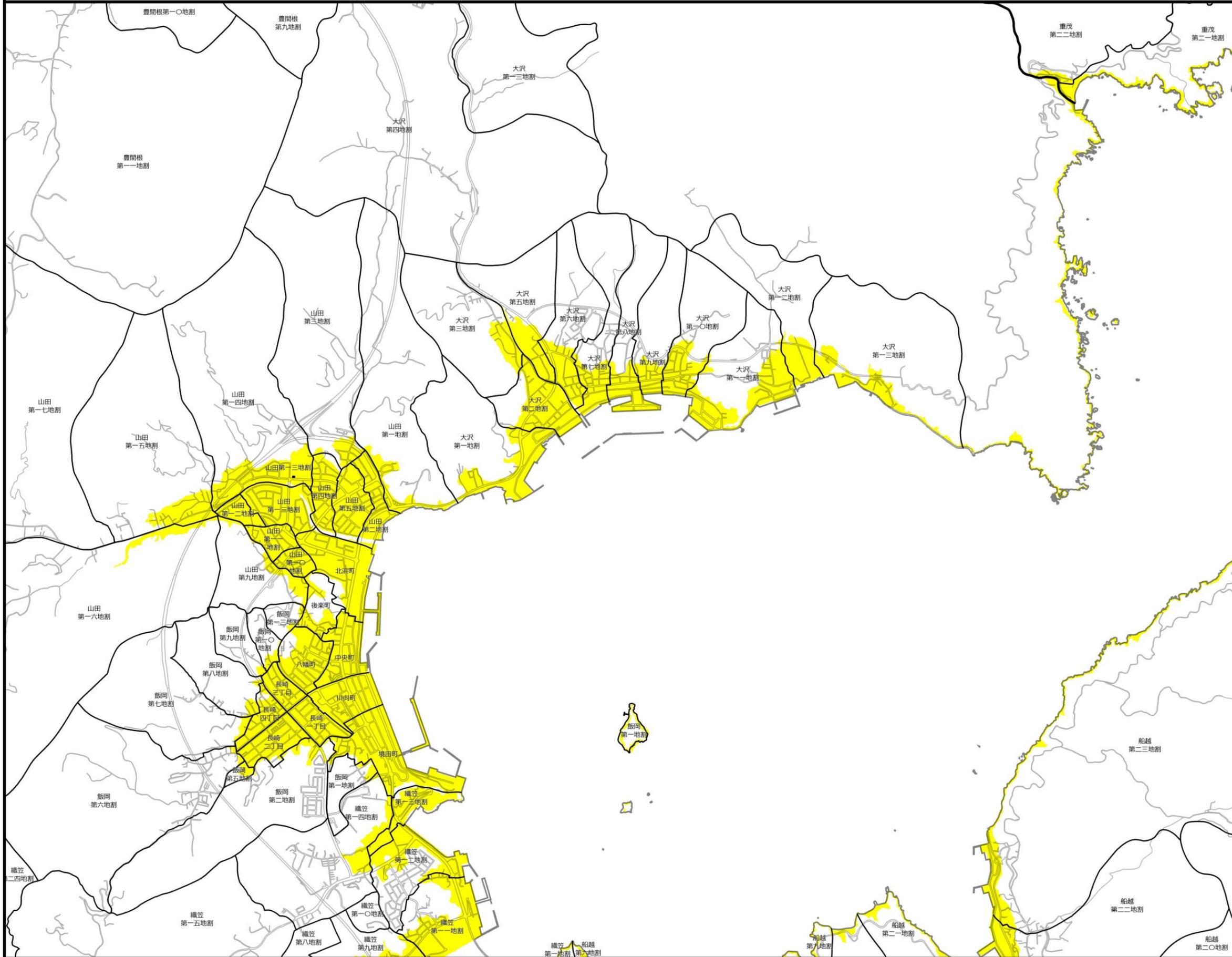
 : 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）





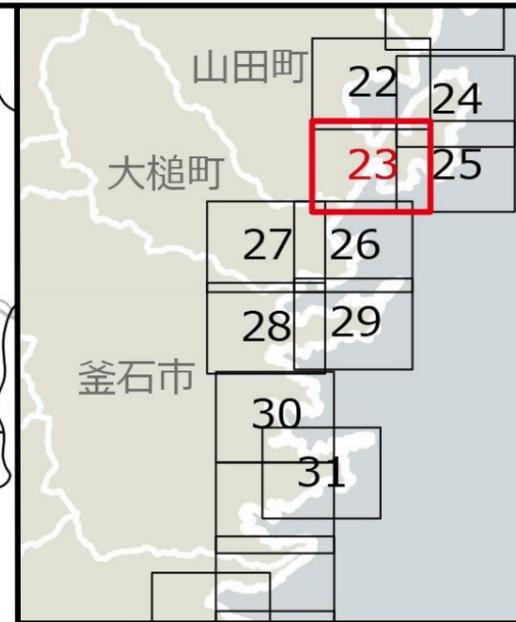
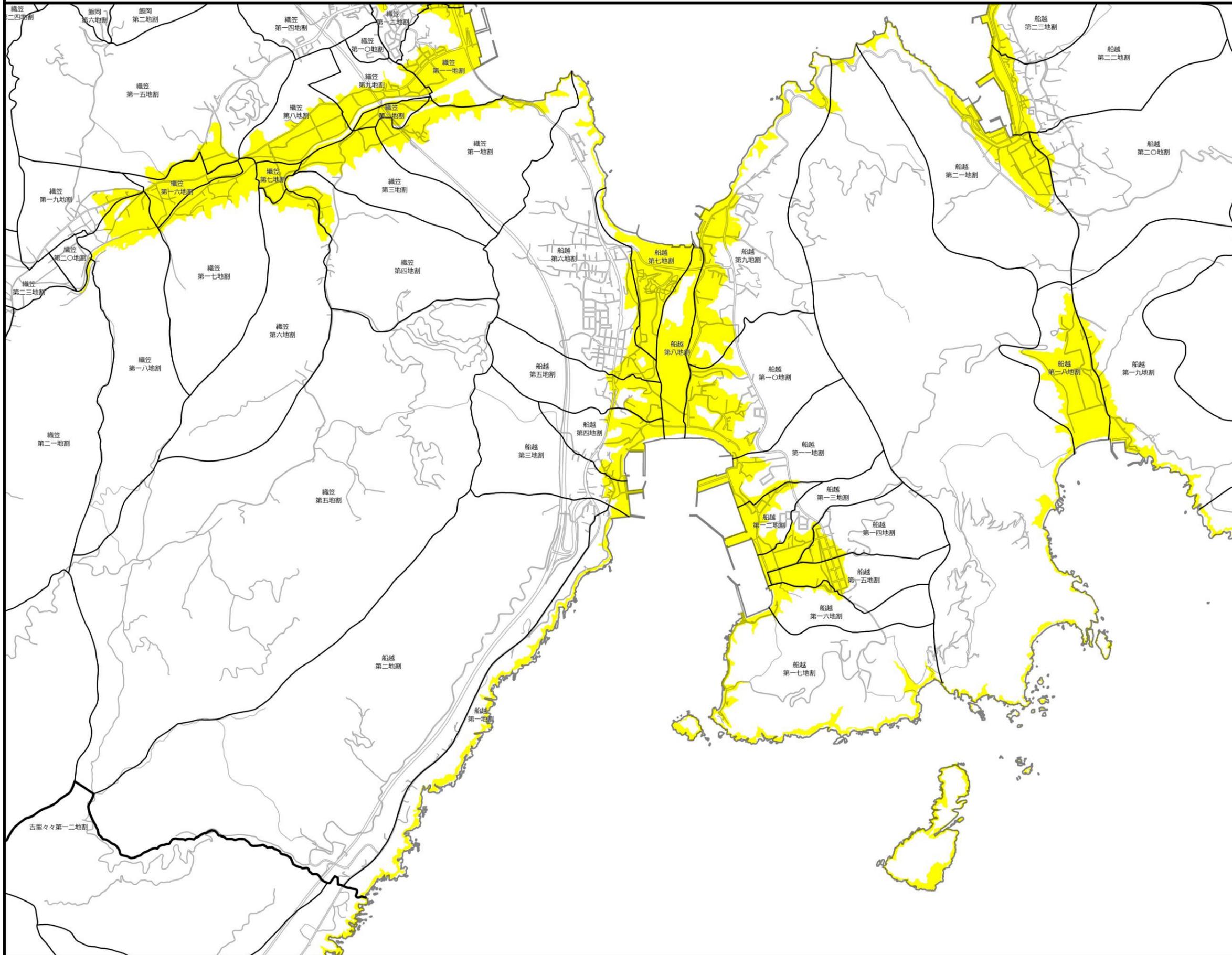
 : 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）





 : 津波災害警戒区域

【留意事項】

【津波災害警戒区域】

◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。

◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

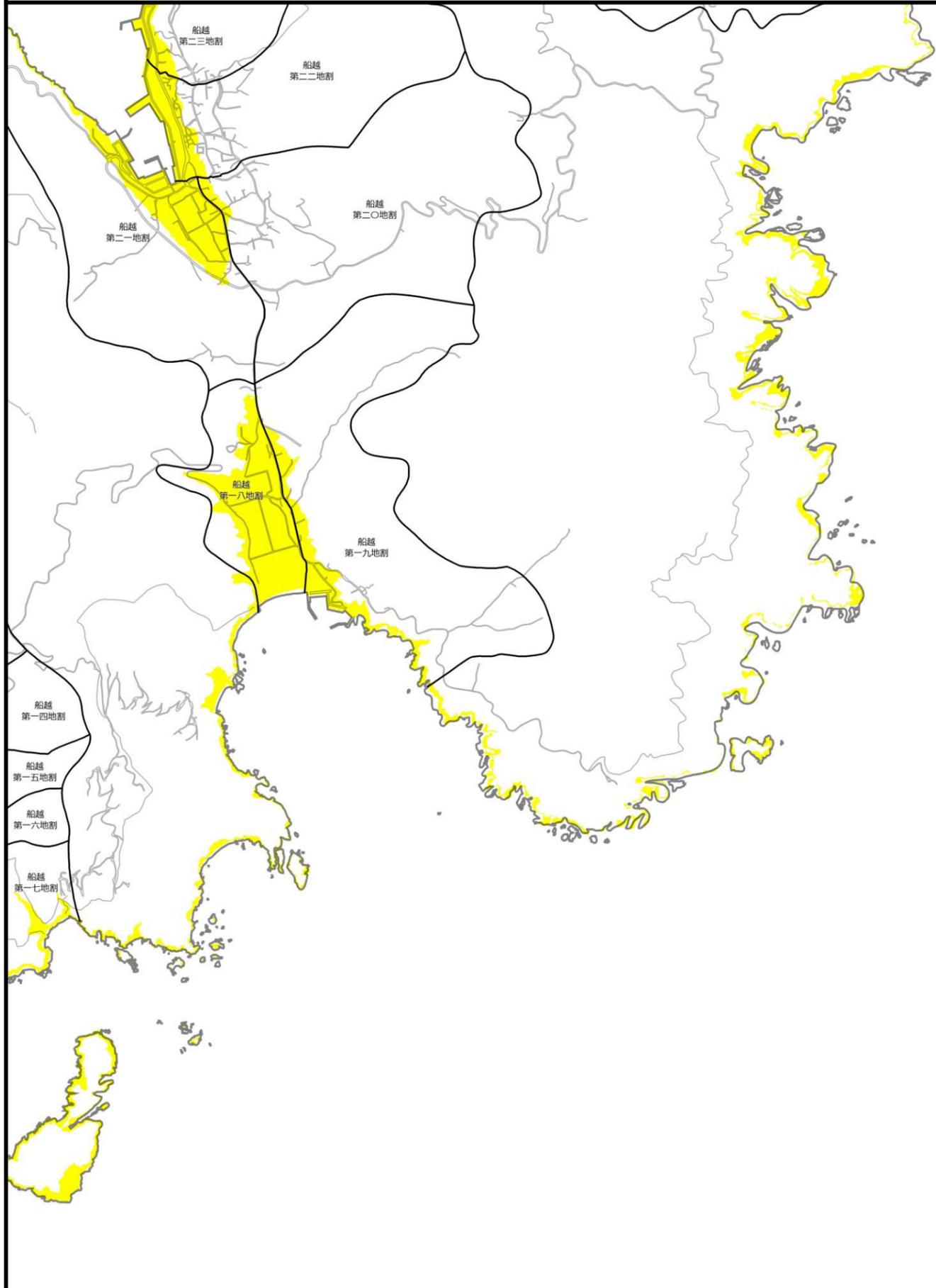
【市町村・町丁目境界】

○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】

○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）

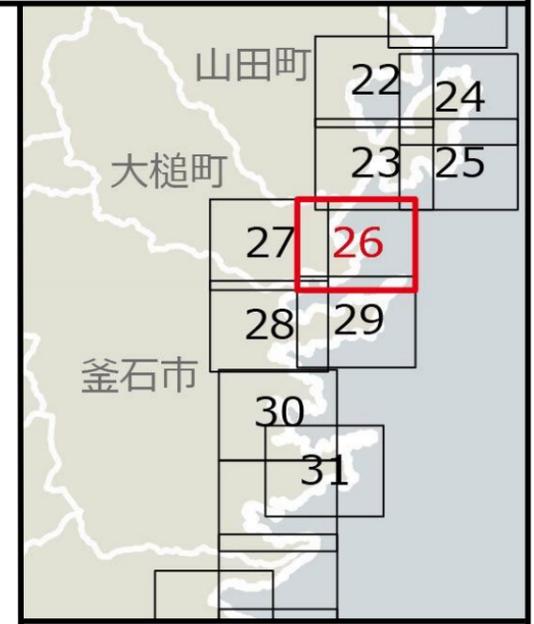
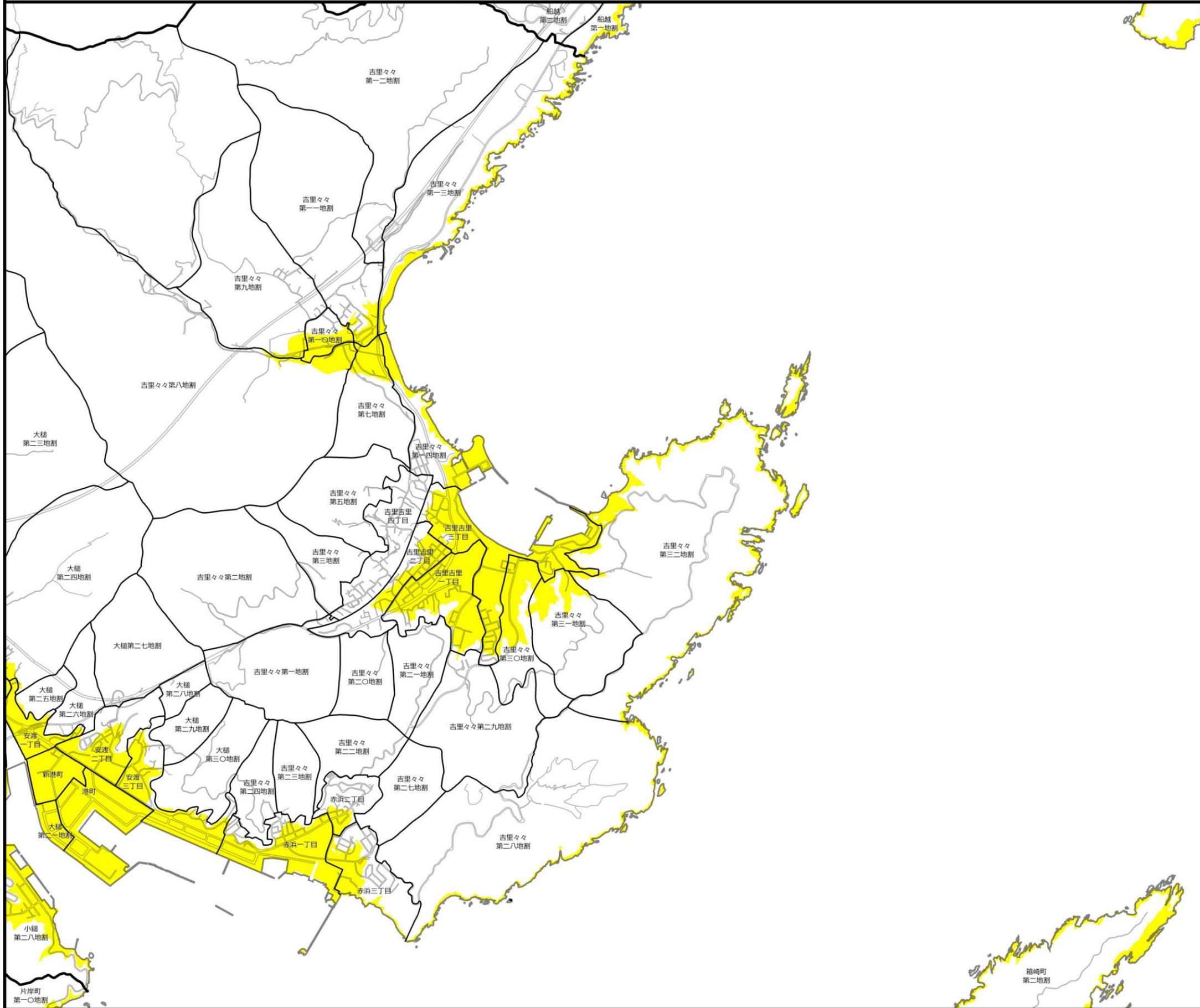




 : 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。
【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。
【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。）





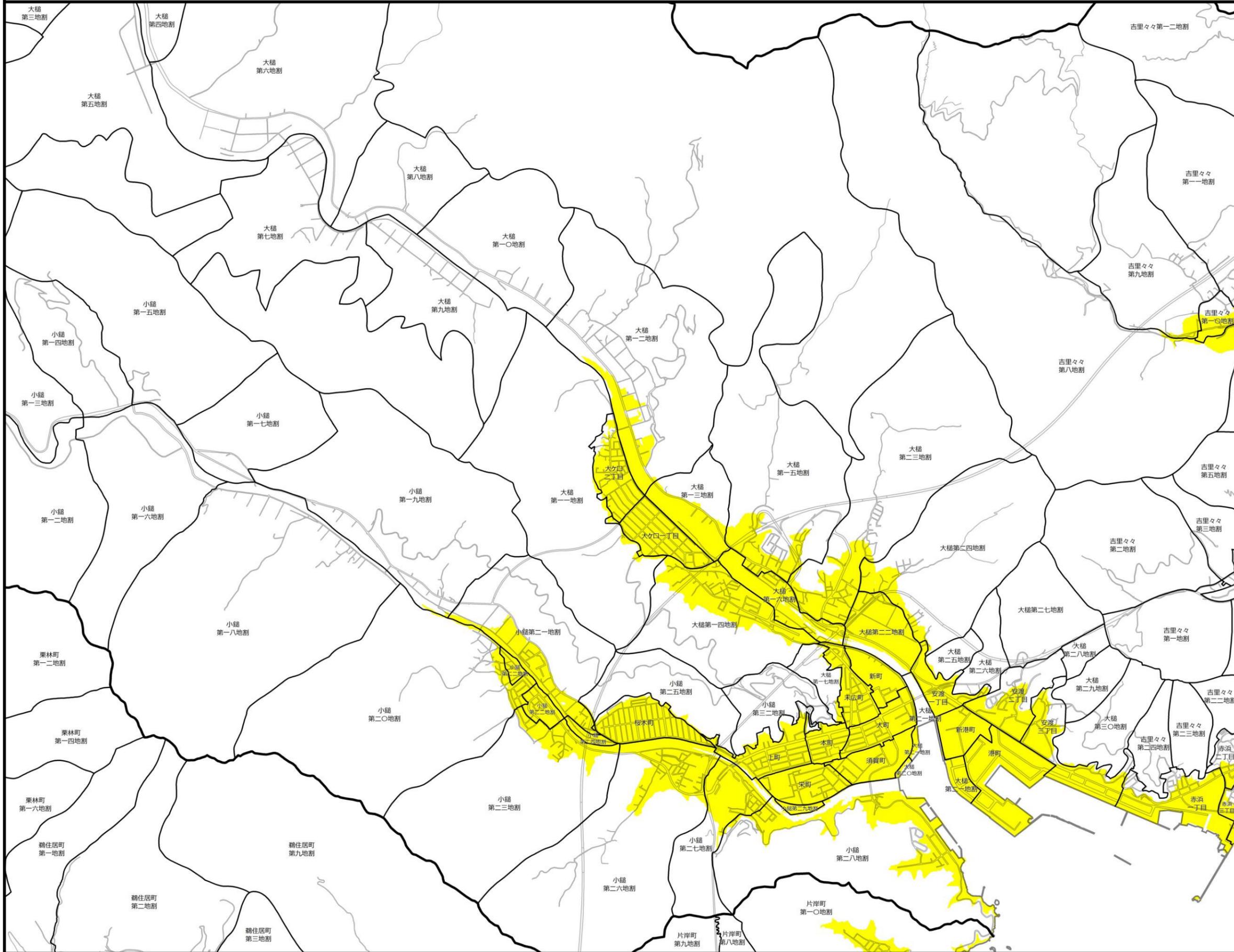
 : 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）





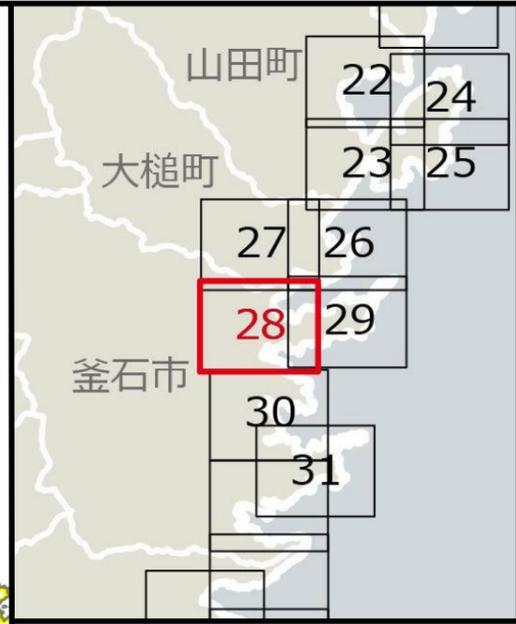
 : 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。）





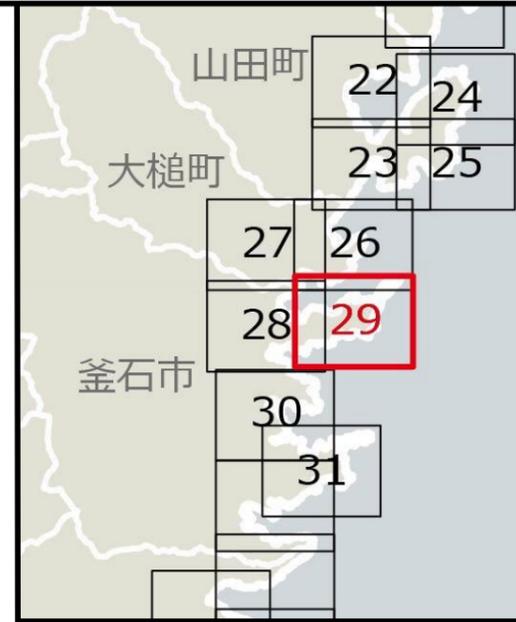
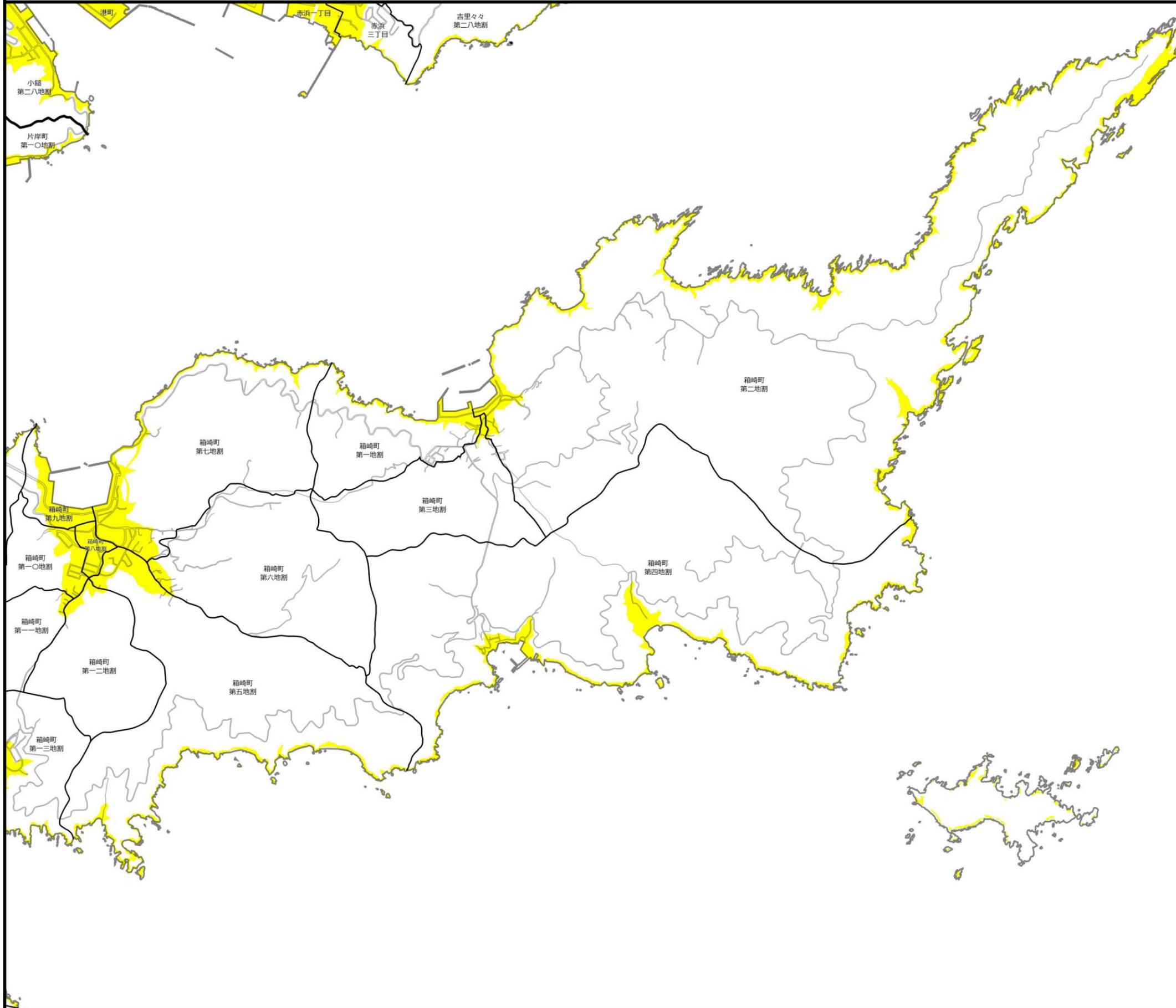
 : 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。）





: 津波災害警戒区域

【留意事項】

【津波災害警戒区域】

◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。

◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

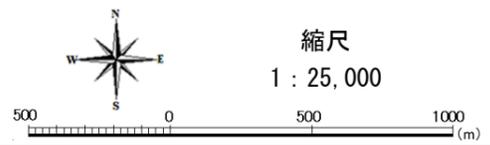
◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

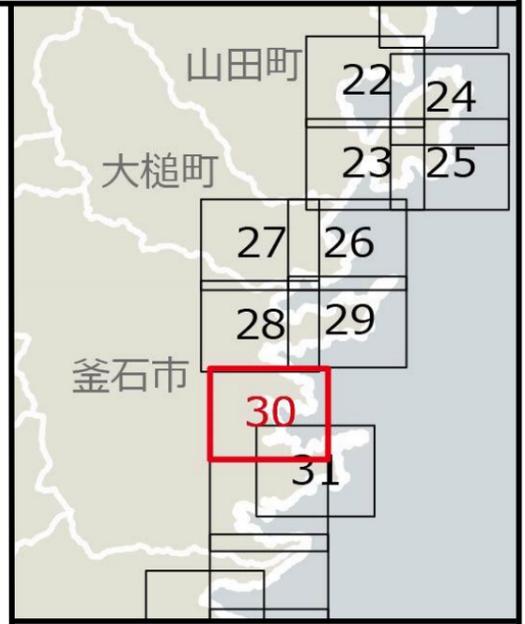
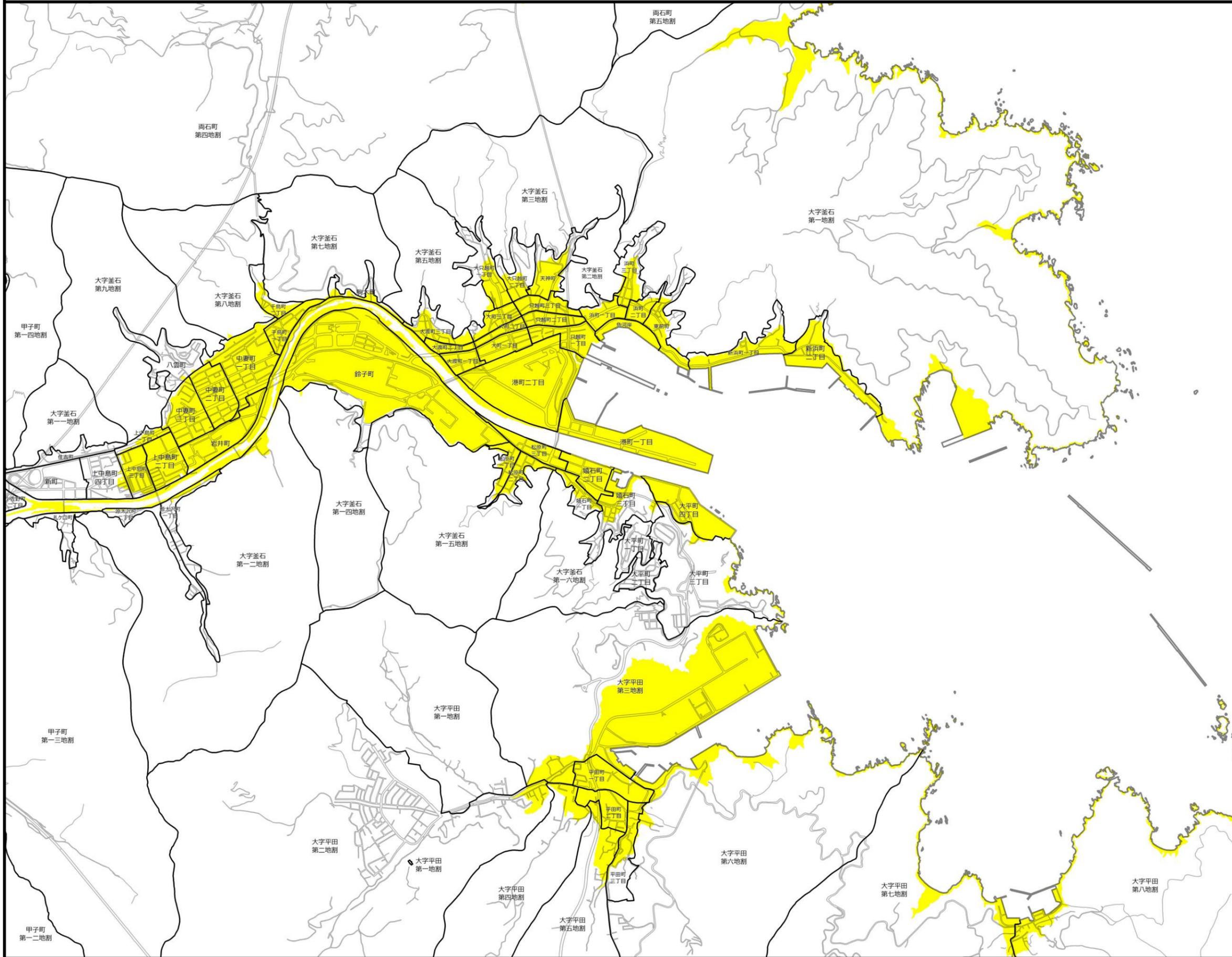
【市町村・町丁目境界】

○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】

○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）





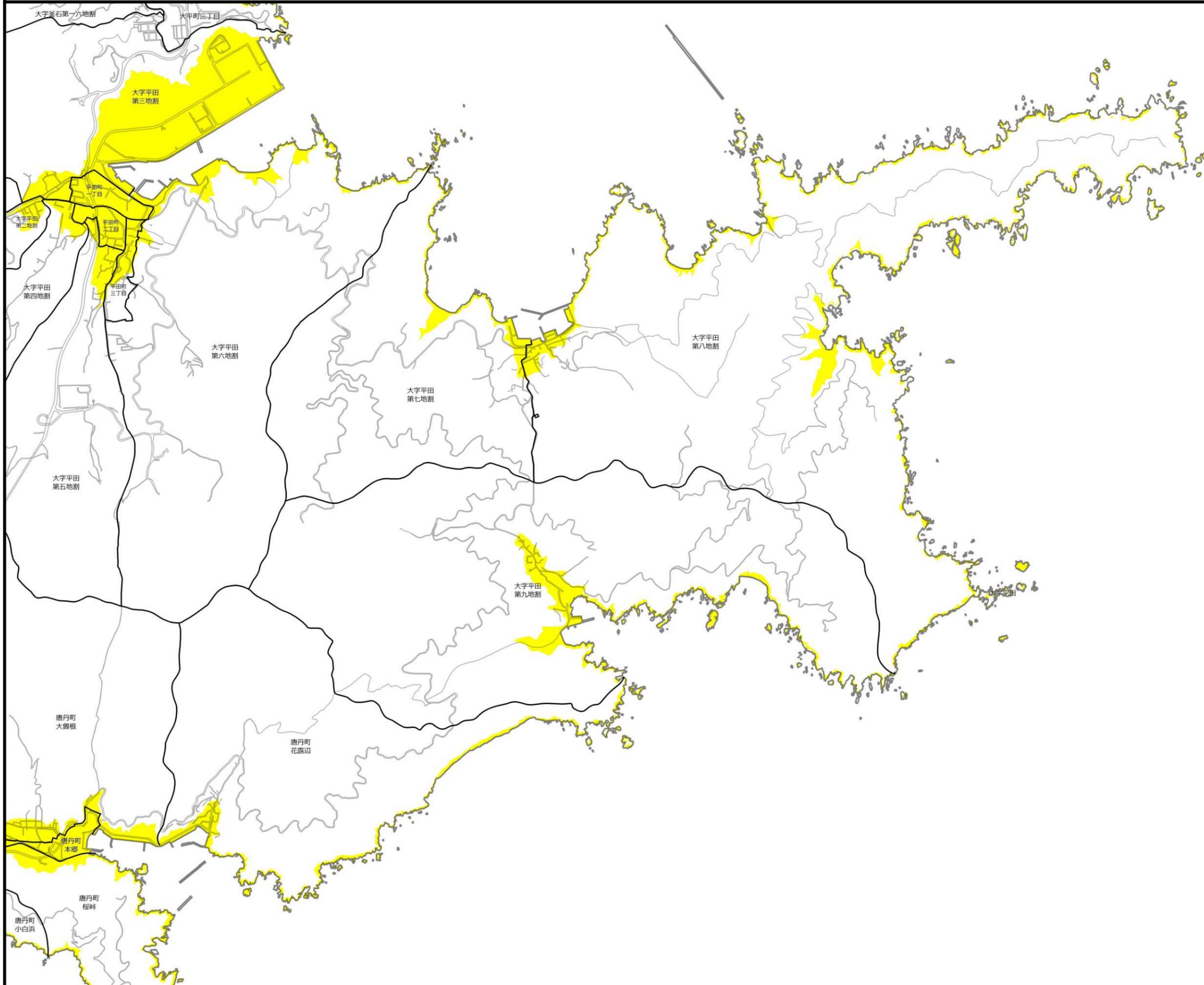
 : 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）





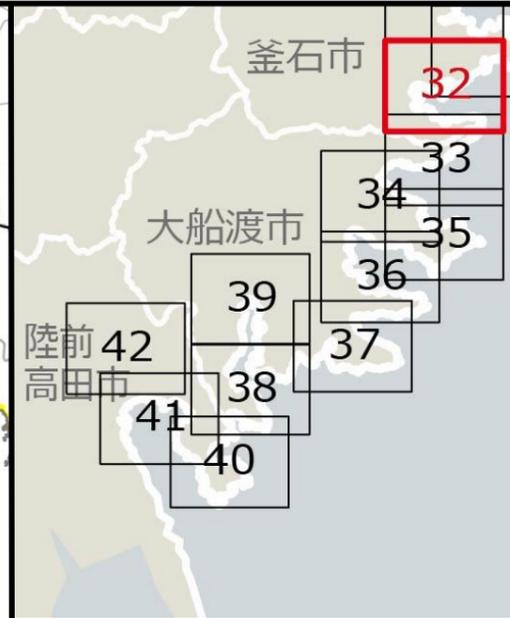
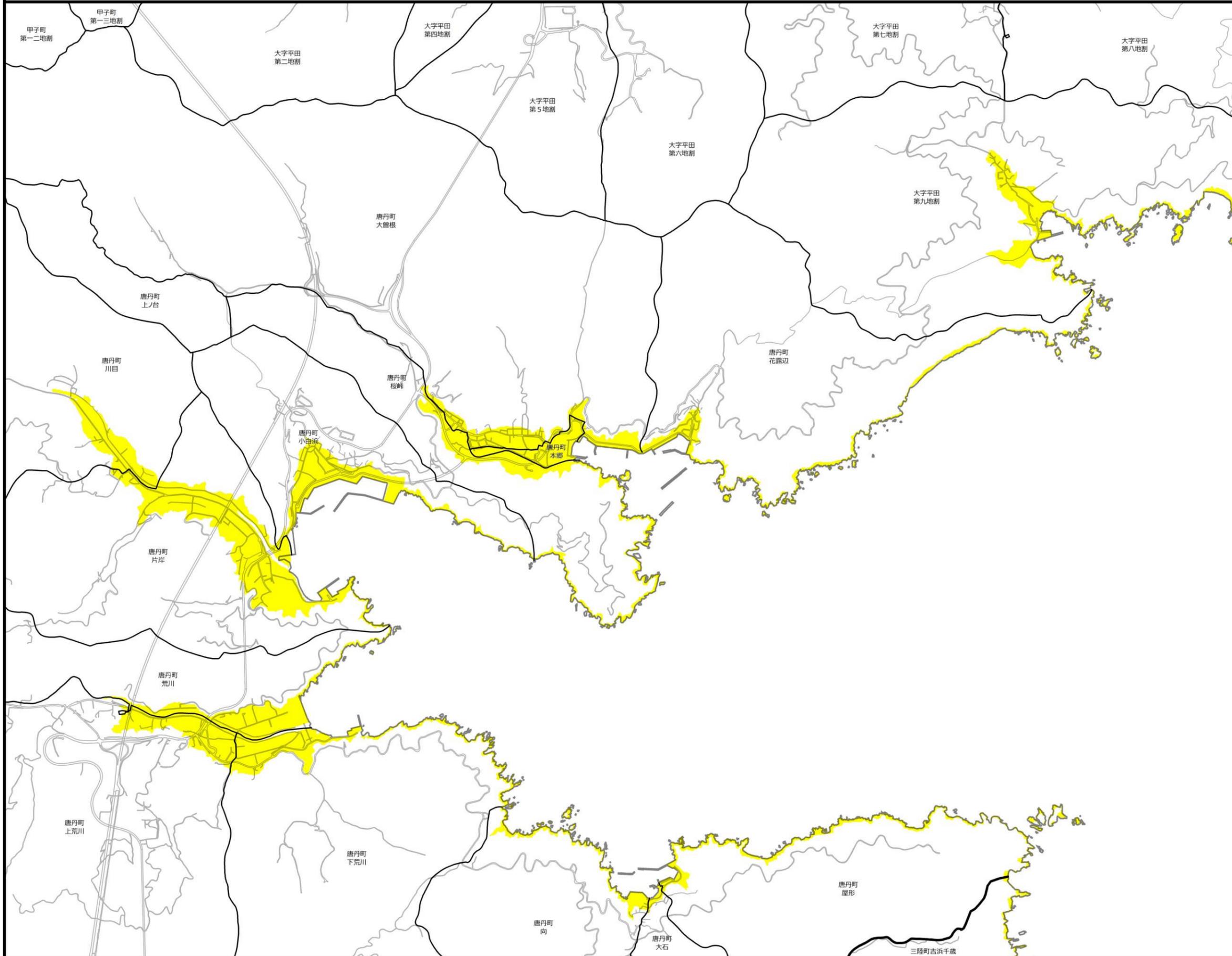
 : 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。）





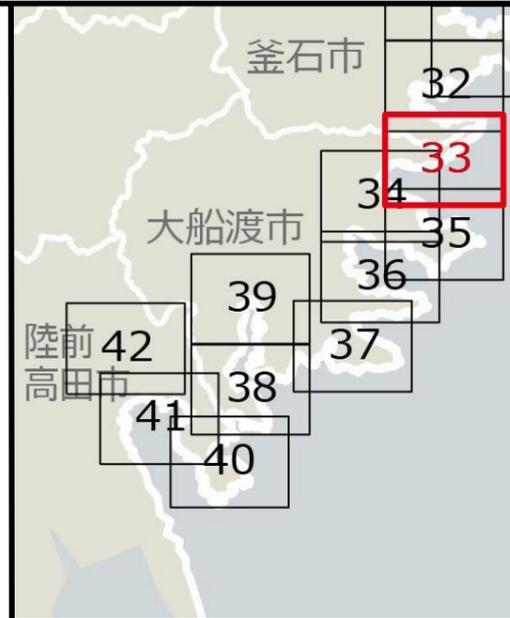
 : 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）





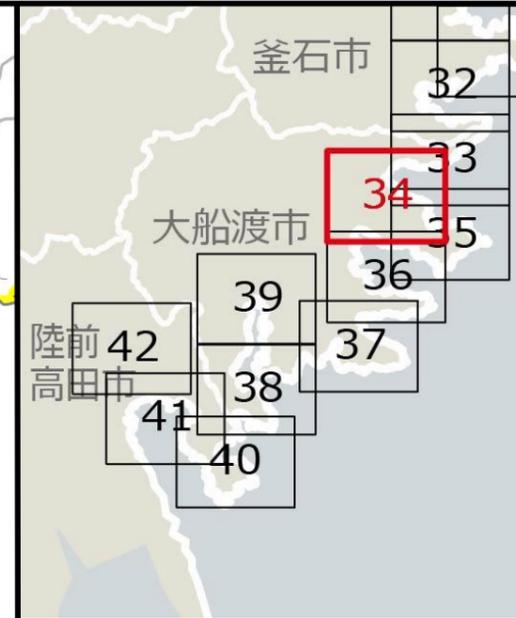
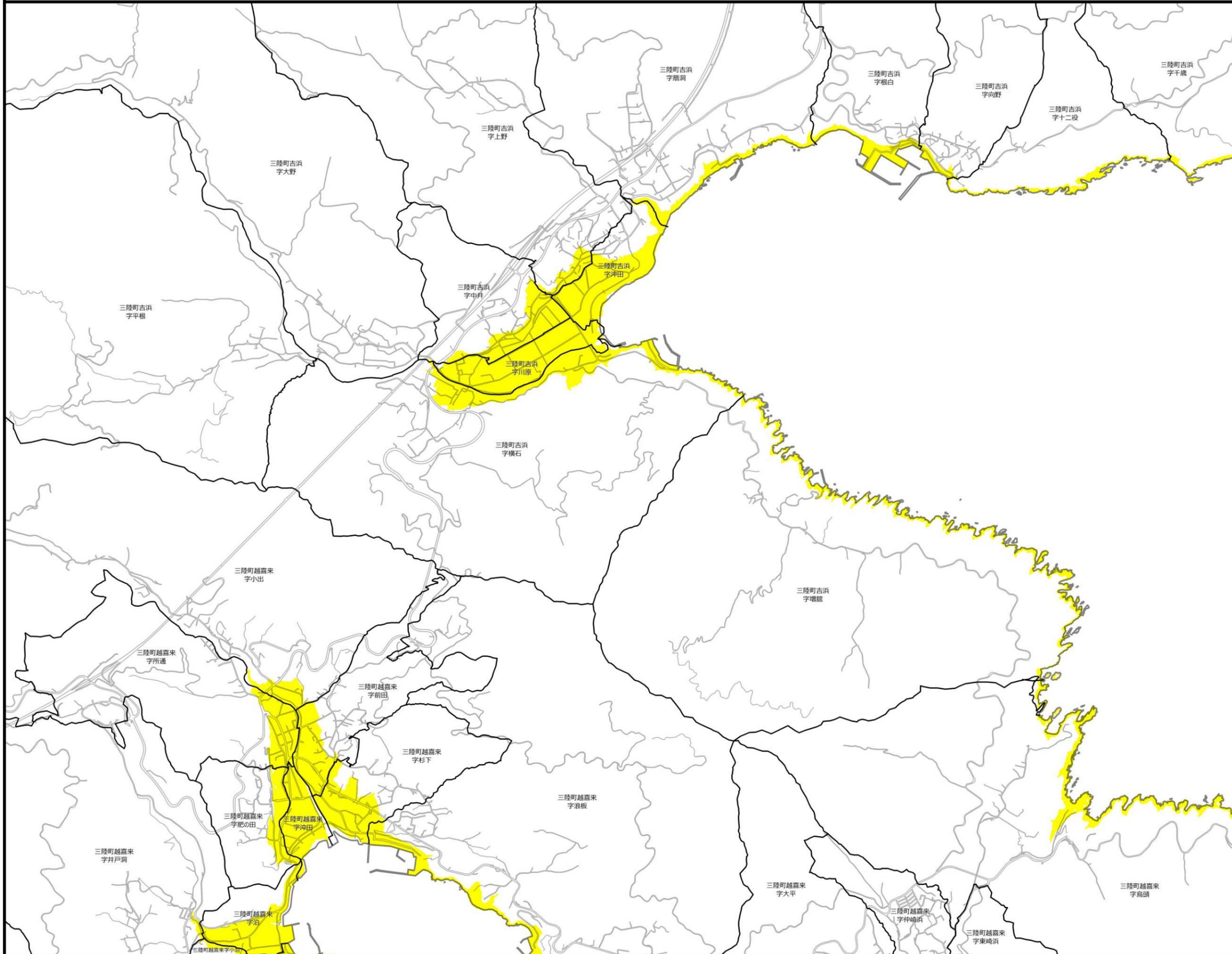
 : 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。）





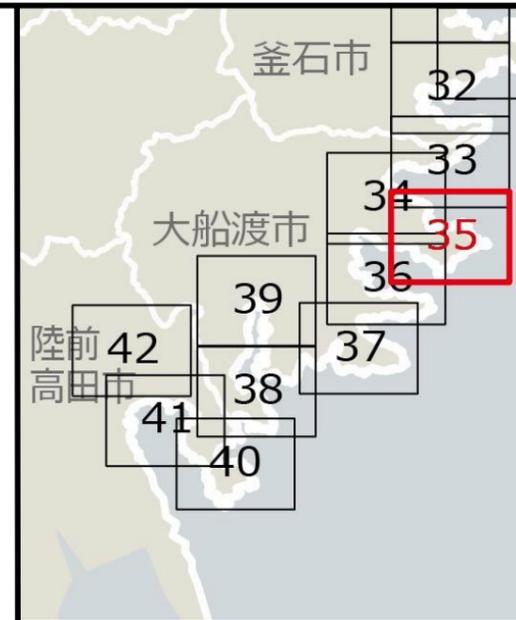
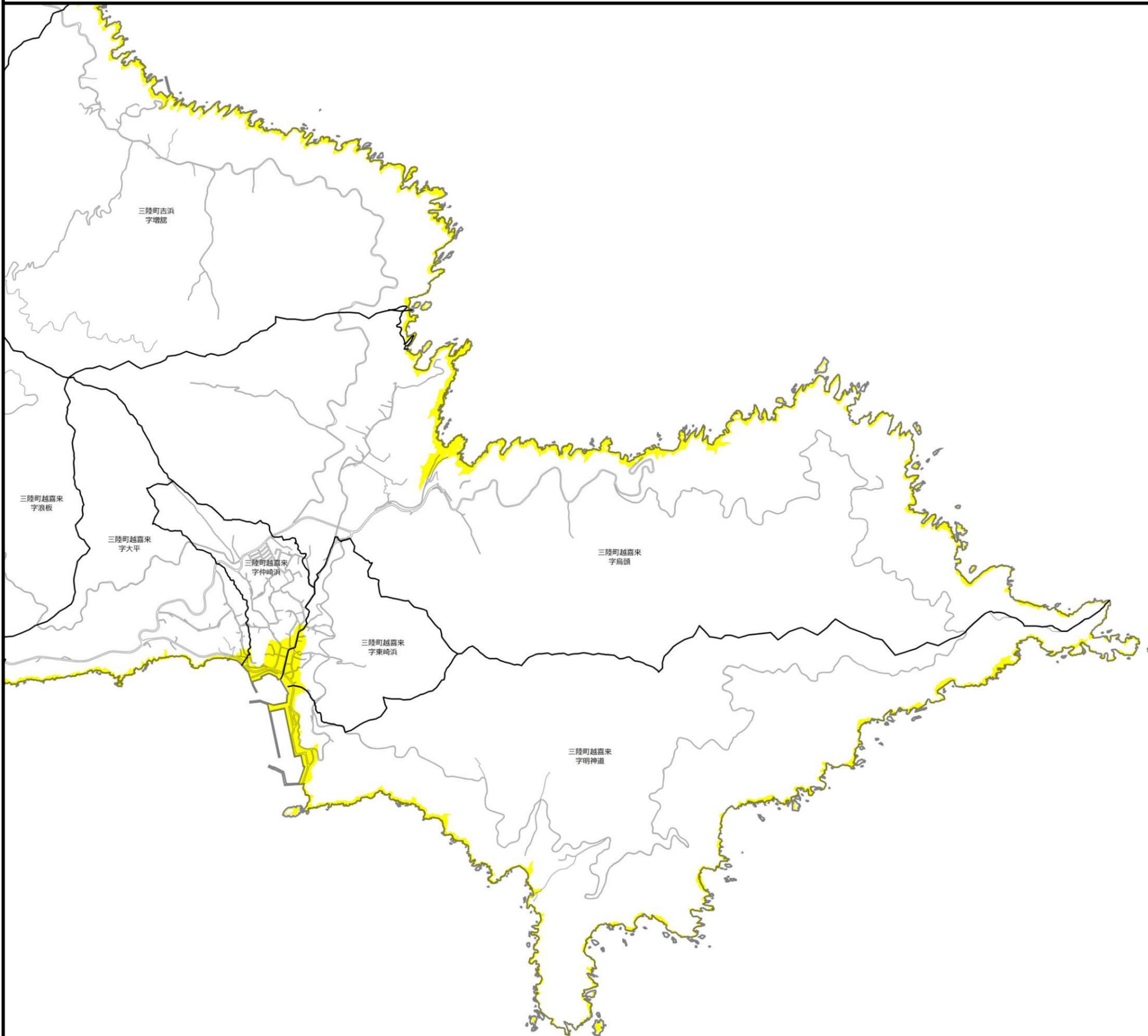
 : 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）





 : 津波災害警戒区域

【留意事項】

【津波災害警戒区域】

◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。

◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

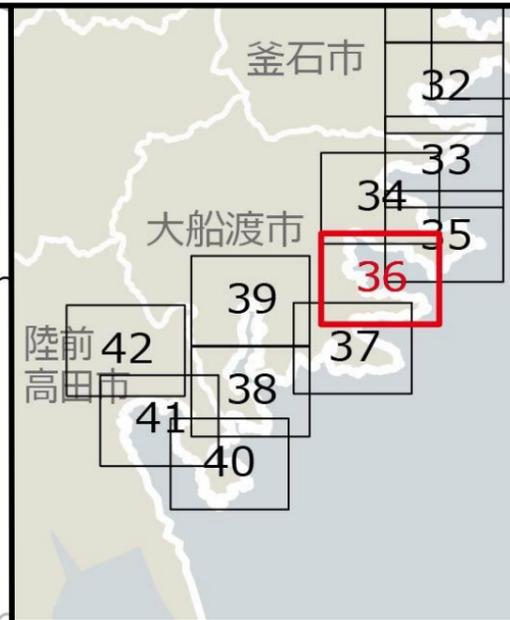
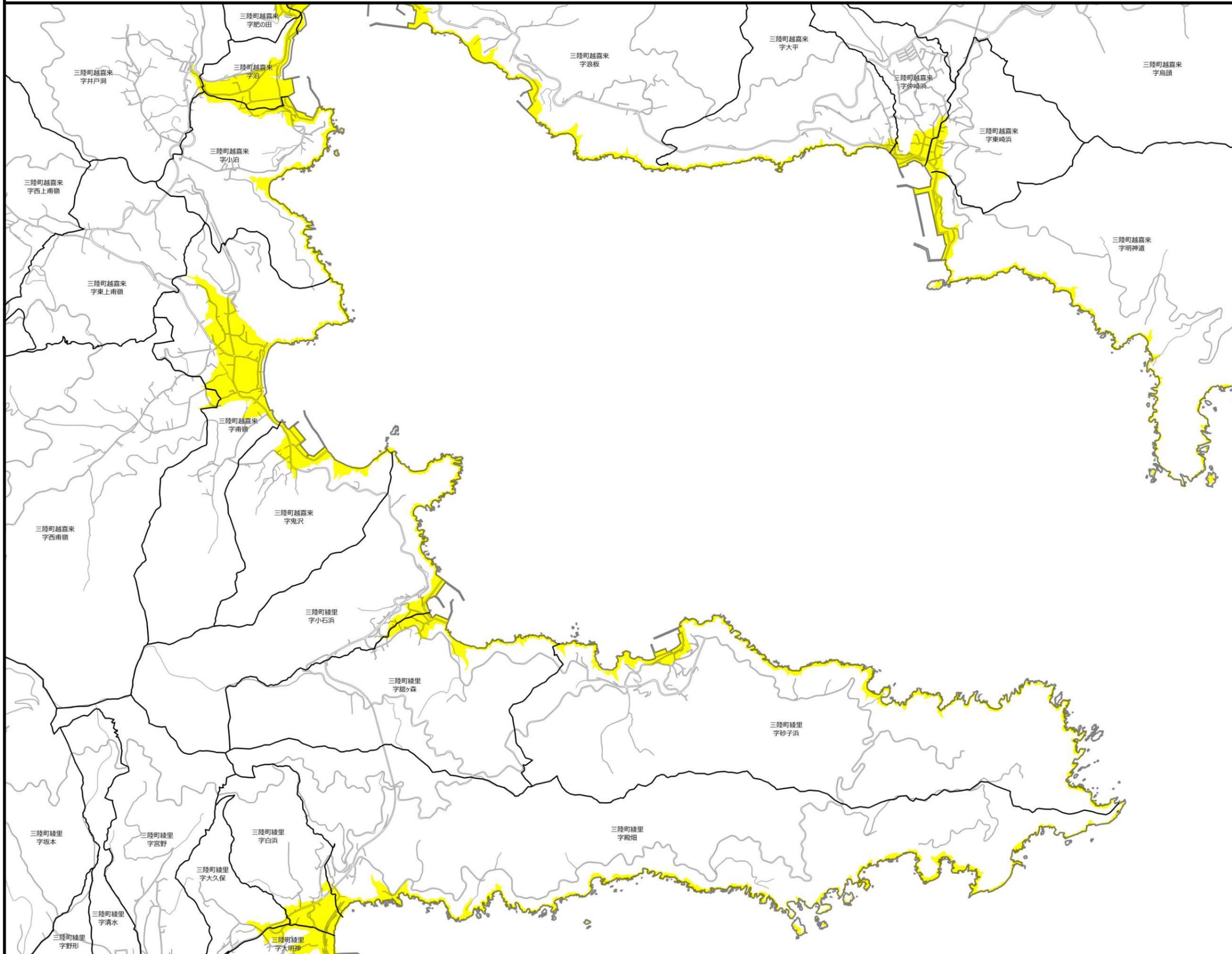
【市町村・町丁目境界】

○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】

○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。）





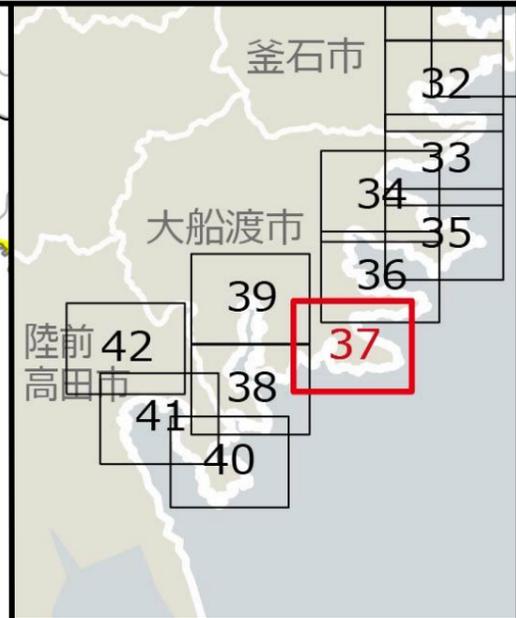
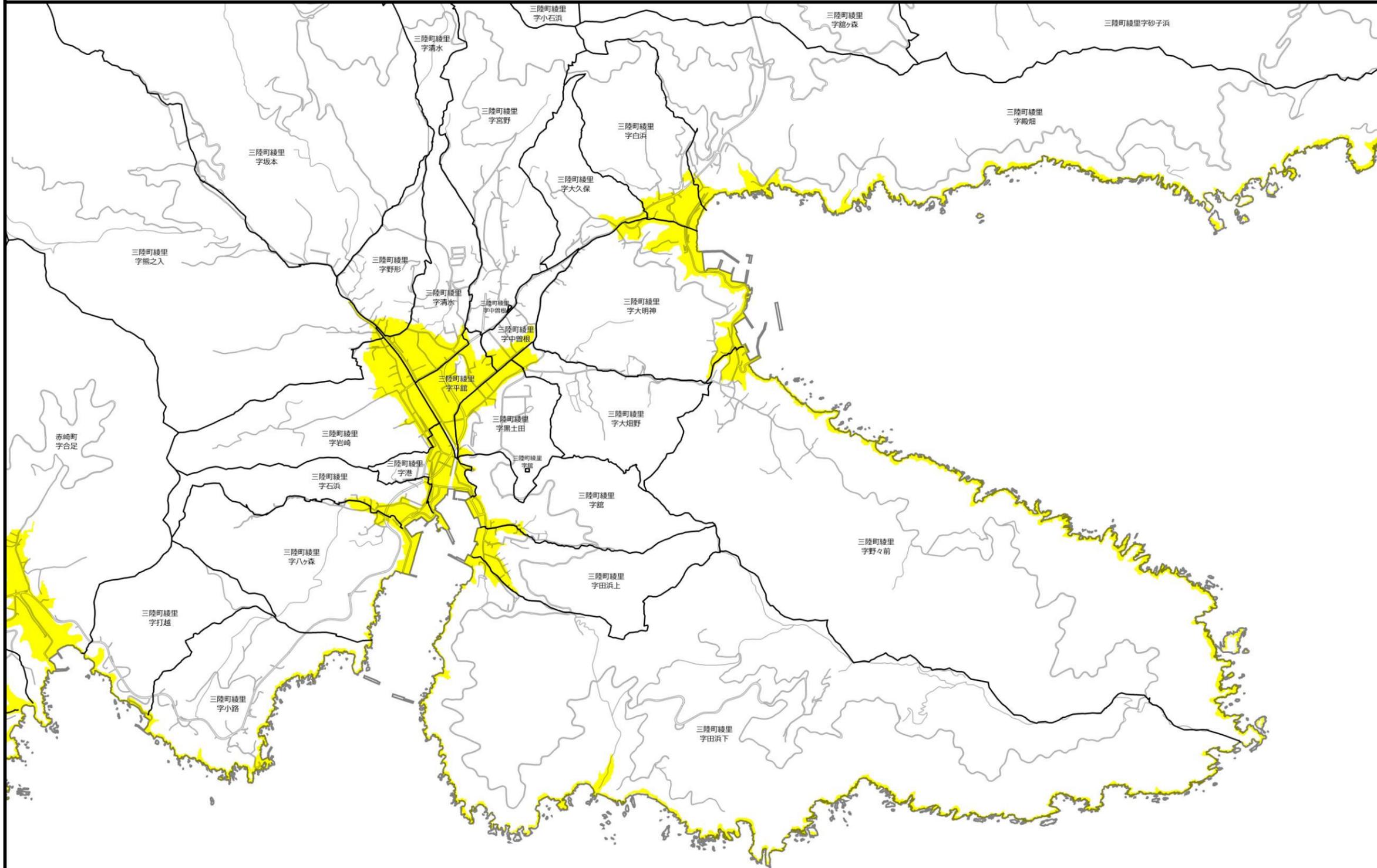
 : 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）





: 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。

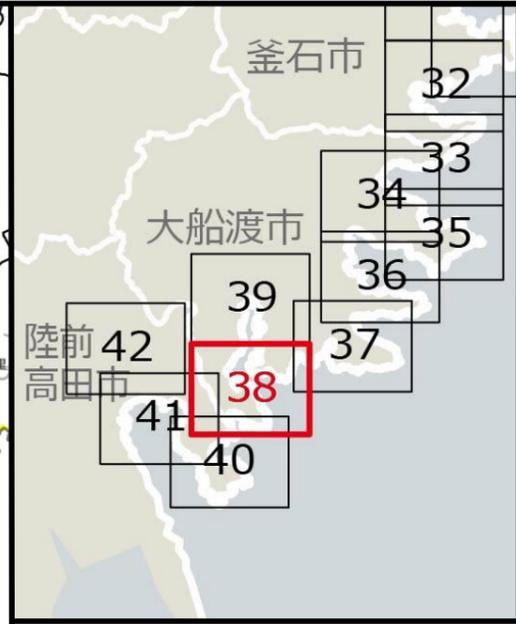
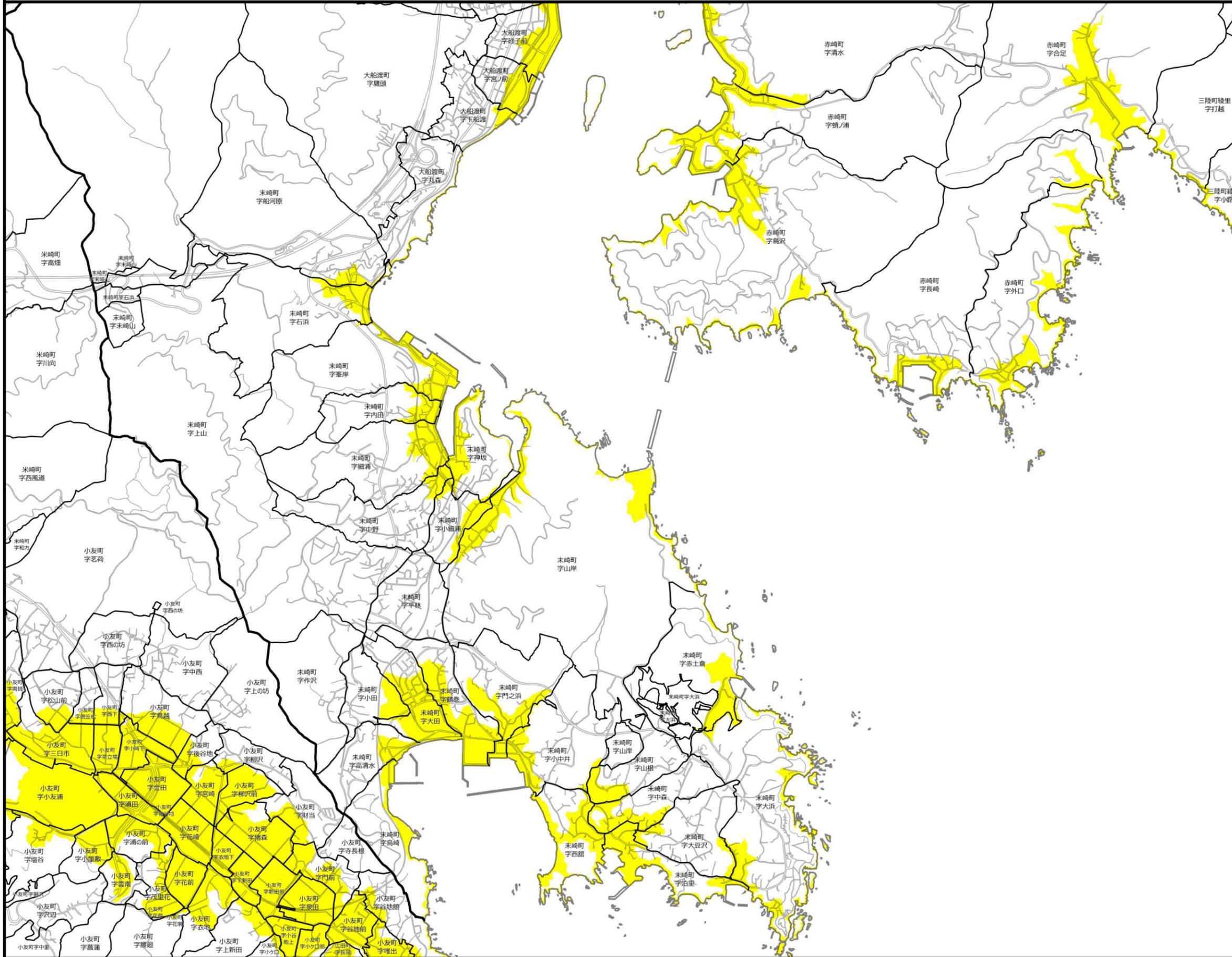
◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）





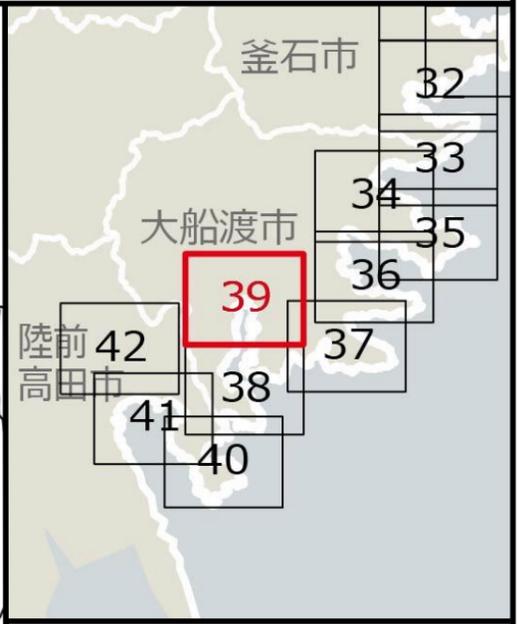
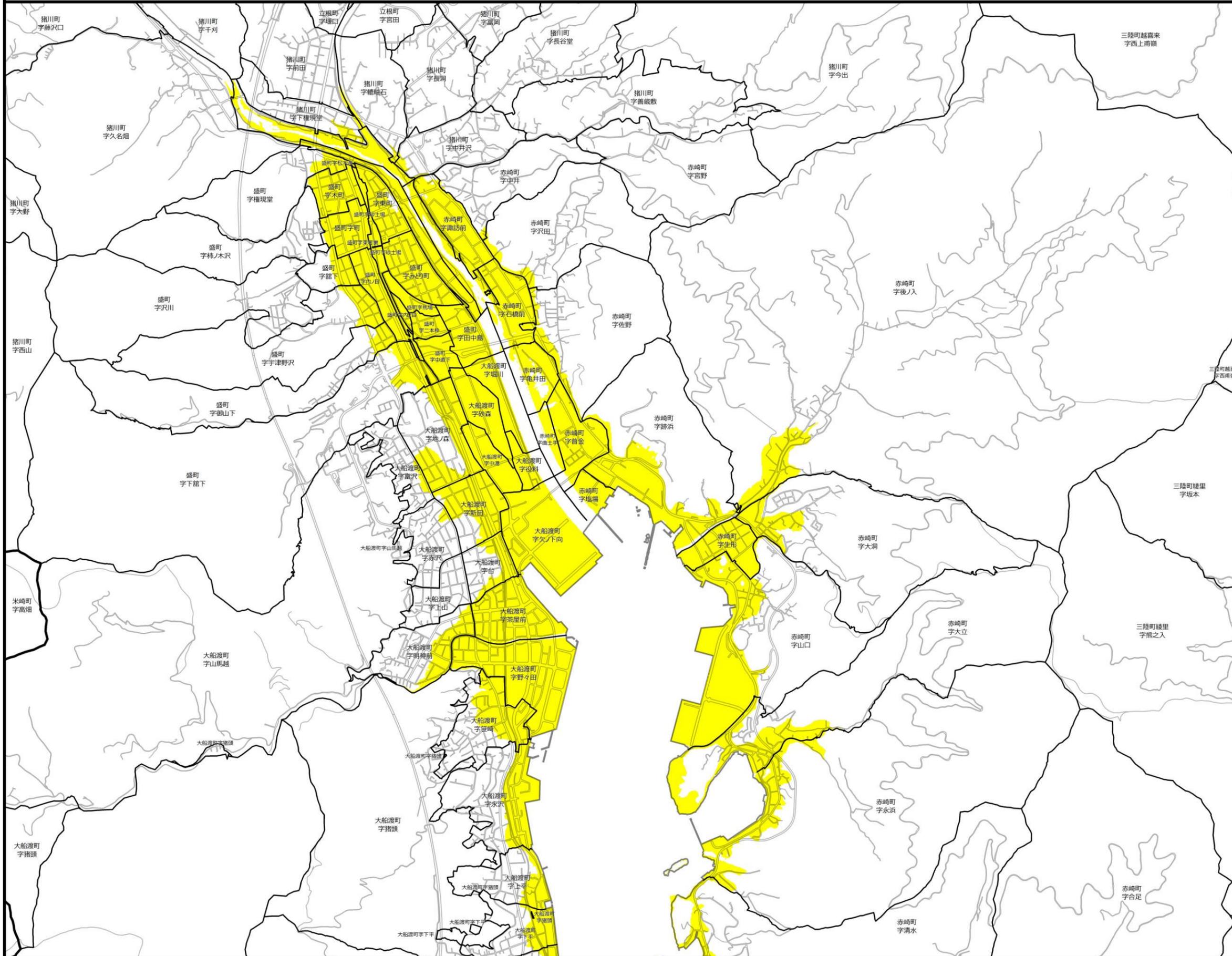
 : 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）





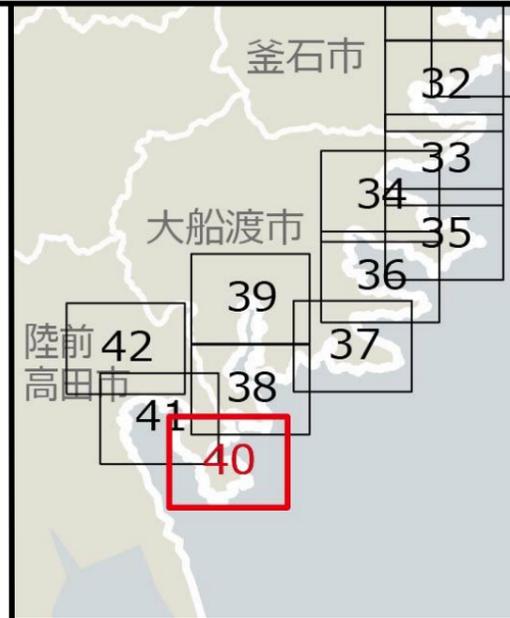
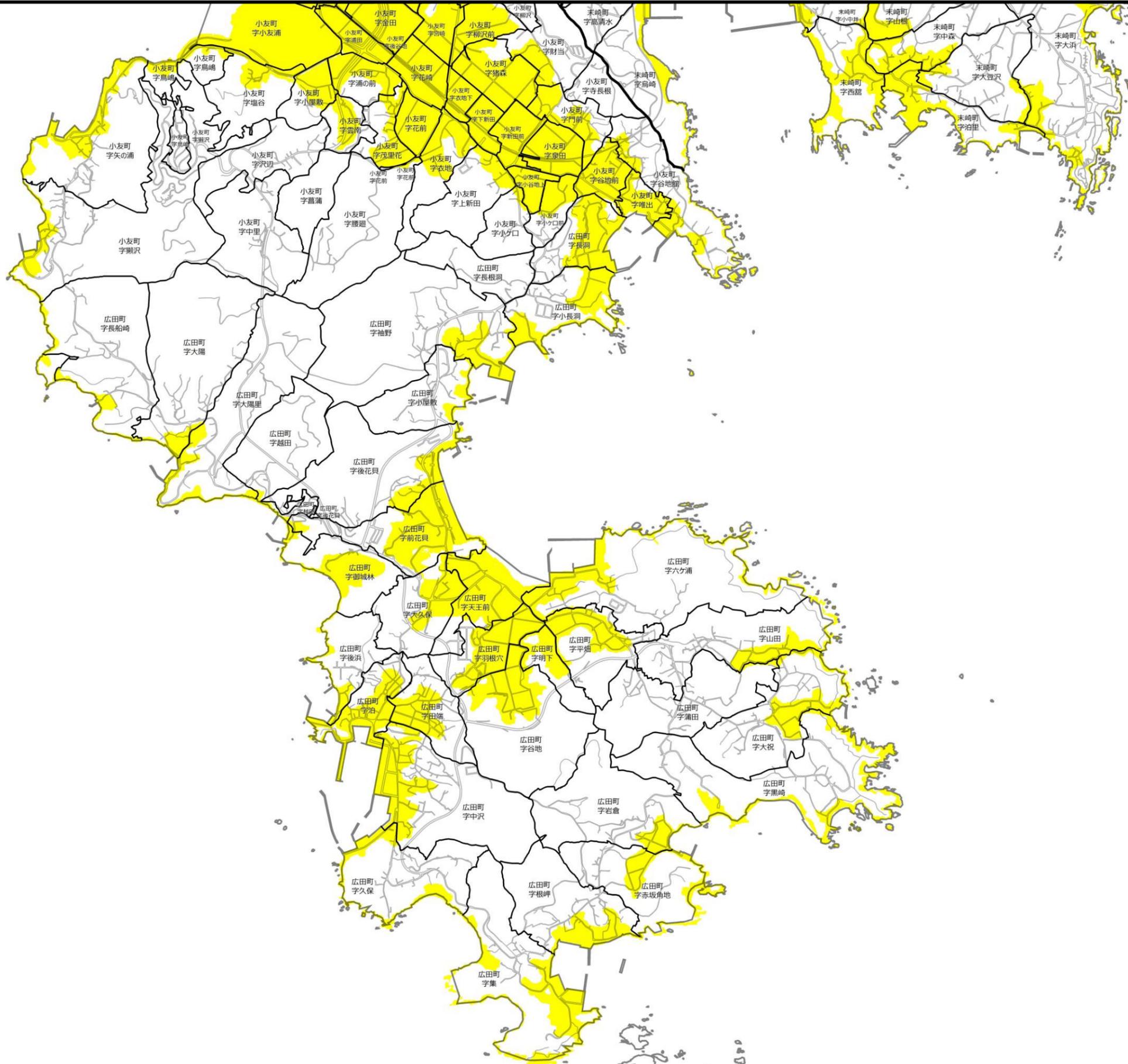
 : 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）

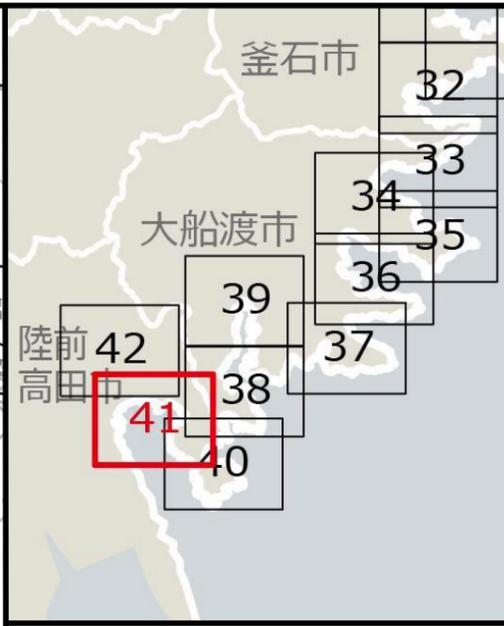
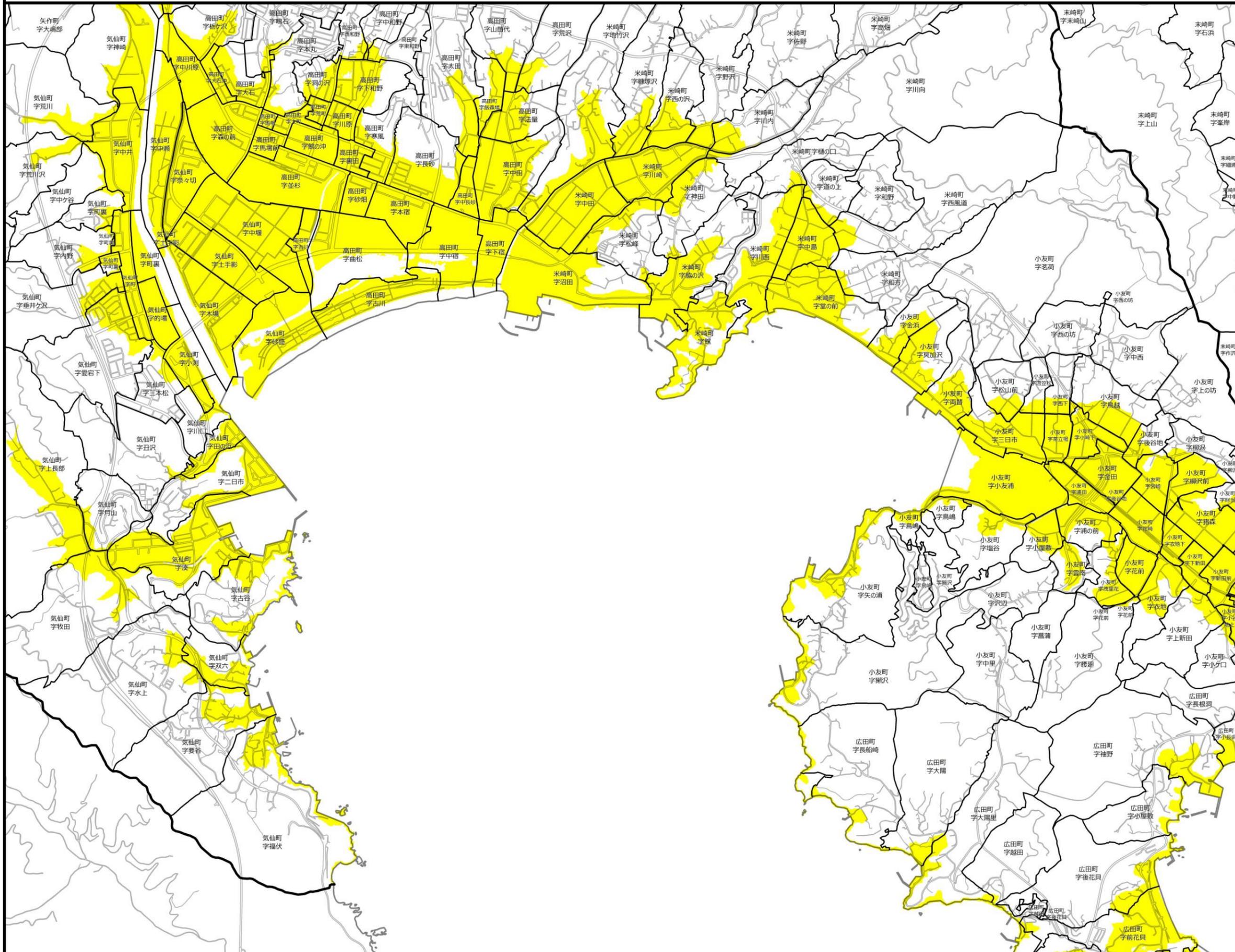




: 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。
【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。
【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）





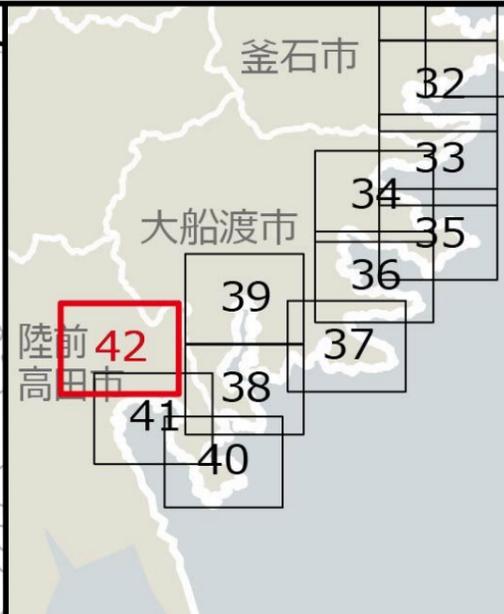
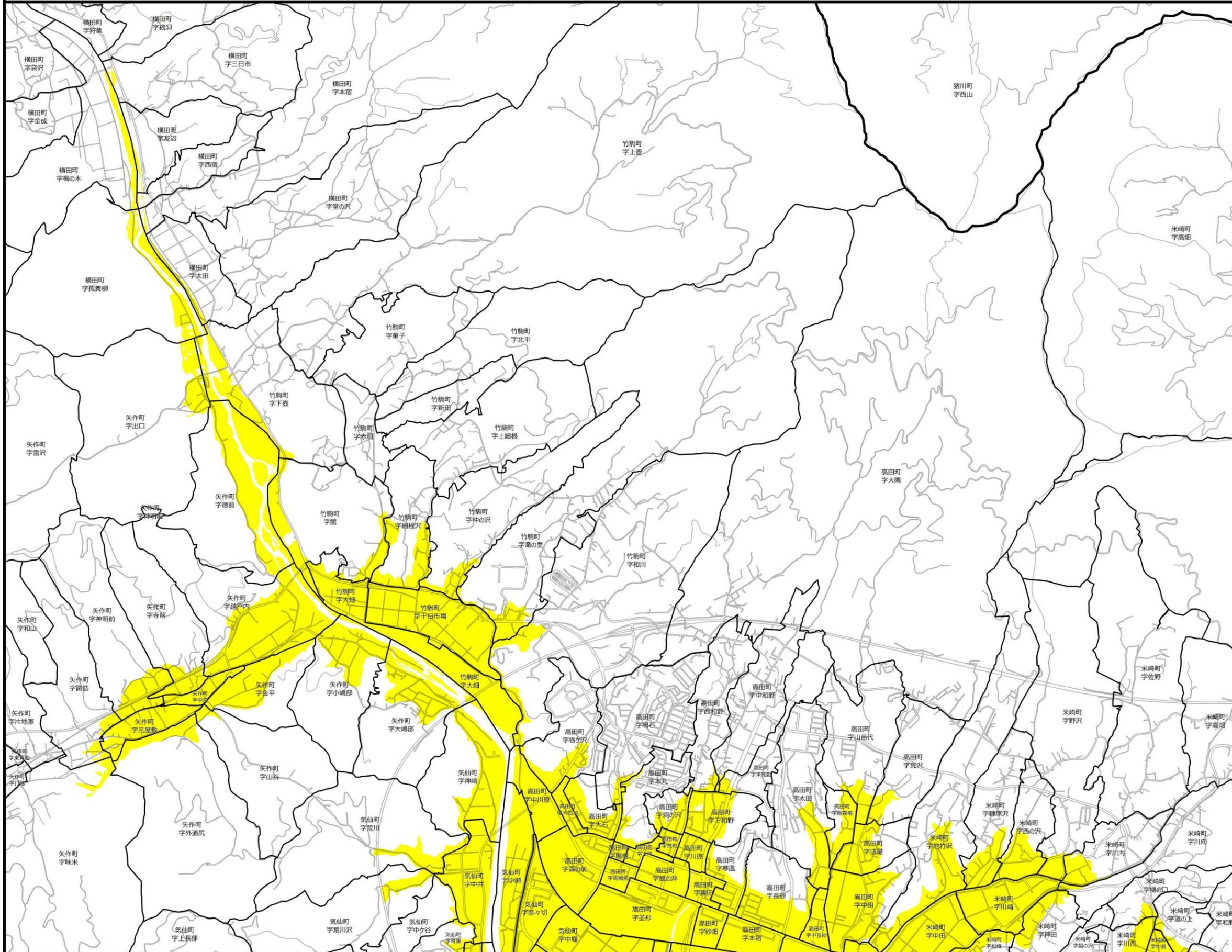
: 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）





 : 津波災害警戒区域

【留意事項】
【津波災害警戒区域】
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ◆「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
 ◆宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【市町村・町丁目境界】
 ○市町村界と町丁目界は、ゼンリン行政区分地図データ（令和4年度）および市町村提供資料を使用した。

【背景地図】
 ○この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 202、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）

